令和８年度版

入園のしおり

豊田市立寺部こども園

豊田市上野町１丁目１７３番地

0565-80-2194

も　く　じ

１　教育及び保育の基本理念 ---------- P. 1

２　めざすこども像・教育及び保育目標 ---------- P. 1

３　保育時間 ---------- P. 3

４　一日の保育内容 ---------- P. 4

５　食事とおやつ ---------- P. 5

６　行事について ---------- P. 8

７　健康管理 ---------- P. 9

８　家庭の協力 ---------- P. 15

９　災害等の発生が予測される場合の登降園等 ---------- P. 17

１０　保育料等 ---------- P. 18

１１　状況が変わった場合の手続きについて ---------- P. 25

１２　保育支援アプリの利用 ---------- P. 26

１３　その他の取り組み ---------- P. 27

１４　その他の注意事項 ---------- P. 29

１５　こども園等一覧表 ---------- P. 30

１６　寺部こども園　園内施設配置図 ---------- P. 33

1　教育及び保育の基本理念

こどもが安定した情緒の基で、十分に自己発揮ができるように環境を整え、健康・安全で乳幼児期にふさわしい生活が展開できるようにします。

その中で、心身の発達を助長し、社会の変化に対応できる「豊かな人格形成」と「生きる力」の基礎を育成することを踏まえ、次の３点を基本理念とします。

- 愛する心、豊かな心をもった健康で活力のあるこどもを育てる
- 自ら考え、主体的に行動できる力を育てる
- 道徳性の芽生えを培い、豊かな人間性の基礎・基本を育てる

2　めざすこども像･教育及び保育目標

幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を受け止め、基本理念に基づき、乳幼児期の発達と地域の実態を踏まえ、環境を通して行う保育を基本姿勢として、こどもの生きる力の基礎を培うために、次のような「めざすこども像」・「教育及び保育の目標」を掲げています。

めざすこども像

・心身ともにたくましく、生き生きと活動するこども
・愛情や信頼感をもち、友達と関わって遊ぶこども
・身近な環境に関わり、試したり、考えたりするこども

教育及び保育の目標

- 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中でこどもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る
- 健康、安全な生活に必要な基本的生活習慣や態度を育み、健康な心身の基礎を培う
- 人との関わりを大切に人への愛情や信頼感を育て、自立と協調の態度や道徳性の芽生えを培う
- 身近な自然や社会の事象について興味･関心を育て、豊かな心情や思考力の芽生えを培う
- 生活の中で言葉への興味･関心を育て、喜んで話したり聞いたりする態度を養う
- 様々な体験を通じて豊かな感情を育て、創造性の芽生えを培う
- 保護者と子育ての喜びを共感することを支援の柱として、安定した親子関係や養育力の向上をめざし、園の特性や保育の専門性を生かして相談、助言、行動見本などを示し援助する
- 共に生活する中で、一人一人の個人差や多様性を認め、尊重する心を育てる

寺部こども園のめざすこども像、保育目標　等

1　保育目標

（１）本園の保育目標

乳幼児期の特性を踏まえ、保護者と乳幼児との信頼関係を充分に築き、創意ある保育環境を作り上げる中で、幼児の主体的な活動を促し、この時期にふさわしい生活を展開する。また乳幼児一人一人の特性に応じたきめ細かい指導をすること、遊びを通して総合的に指導することを重要視し、「豊かな人間性」と「生きる力」の基礎を育成することを目的とし、豊田市のこども像に沿って次のようなこども像を目指す。

《めざすこども像》
◇元気にあそぶてらべっ子　◇友達大好きてらべっ子　◇未来にはばたくてらべっ子

（２）経営方針

乳幼児期は、心情・意欲・態度など、生涯にわたる人格形成の基礎が培われるきわめて重要な時期である。こどもの潜在的な可能性に働きかけ、望ましい発達や健やかな成長を期待し、こども目線で環境を整え、また、子育ち・親育ち・家庭養育の補完や地域の機能の回復を図るため連携を密にして園経営をする。

◇健康な心と体

・心と体と頭を働かせ意欲的に生活できるように、人、物、場などの保育環境の工夫をし、豊かな心の育成に努める。
・食育を通して、乳幼児期における望ましい食習慣を身につけ、元気な心と体の育成に努める。

◇人とかかわる力

・人に対する愛情と信頼感、人権を大切にする心を育てると共に、自主自立及び協調の態度を養い道徳性の芽生えを培う。
・世代を超えた（地域の方、高齢者や高校生、中学生等）触れ合いを通して地域の生活・文化に触れ、優しくしたりされたりする経験を大切にする。
・国際社会に伴い、外国人や異文化に触れ、共に生活する中で違いを感じ、相手を受け入れる柔軟な心を育てる。

◇連携を大切に

・こどもの生活や発達の連続性を踏まえ、園児と小学校の児童との交流、職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図る。
・家庭との連携を密にし、子育ち親育ちの具体的な支援に努め、保護者がこどもの成長に気付き、子育ての喜びを感じられるようにする。

◇安心安全な園生活

・職員の危機管理意識を高め、地域と協力しながら、安心、安全な園つくりに努める。
・立地条件、園舎設置構造などにより、洪水発生時、不審者等への対応訓練を行い、危機管理体制の強化を図る。

◇職員の資質向上

・園内研究や各種研修を積極的に推進し、一人一人の職員についての資質向上及び職員全体の専門性の向上を図る。

3　保育時間

こども園の保育時間は以下の４つに分かれます。基本的な保育時間は午前８時３０分から午後３時まで（月曜日から金曜日）です。早朝・延長・土曜日保育を実施している園もありますので、仕事等の状態に応じ、最長で午前７時３０分から午後７時まで（月曜日から土曜日）の保育が可能です。早朝保育等の時間は園により異なります。詳しくは、巻末のこども園等一覧で御確認ください。

⚠早朝･延長･土曜日保育は家庭保育が可能な場合は利用できません。

早朝・延長・土曜日保育については保護者の就労形態等に応じ保育を実施するため、申請時に保育が必要である旨を証明する書類の提出を求めます。この証明により利用時間が決定します。

なお、**早朝・延長・土曜日保育の申請、取消しは利用月の前月２５日までに園へ申請書を提出**してください。原則、利用月中の変更はできません。

家庭保育が可能な場合は、基本保育時間【午前８時３０分から午後３時（月から金)】のみ利用が可能です。

●留意事項

（１） 入園当初は、園での生活に慣れるまでこどもの状態に合わせて、保育時間を短縮しております。御協力をお願いします。

（２） 登降園は、必ず保護者で責任をもち、決められた時間を守ってください。止むを得ぬ事情により遅れてしまう場合等は、前もって連絡を入れてください。

（３） 家庭での親子のふれあいが、こどもの成長にとって、とても大切です。家庭での保育が可能な場合は、早朝・延長・土曜日保育は利用できません。

4　一日の保育内容

乳児（３歳未満児）	時　　間	幼児（３歳以上児）
早朝保育	７：３０	早朝保育
登園(８：３０～９：００) ・あいさつ ・検温、所持品の整理	８：３０	登園（８：３０～９：００） ・あいさつ ・身支度をする
好きな遊びをする おやつを食べる	９：００	好きな遊び、活動 ・好きな遊びをする ・クラスみんなで経験したい活動をする
好きな遊びをする	１０：００	
昼食を食べる （園で調理したもの） 昼寝をする	１１：３０ １２：００ １２：３０	給食の準備をする 給食を食べる 給食の片づけをする 歯磨きをする（５歳児のみ）
	１３：００	好きな遊びをする 昼寝をする ＊３歳児１月頃まで ＊4・5歳児夏季休業保育中のみ
昼寝から起きる おやつを食べる（手作りおやつ）	１４：００	降園準備 ・身支度をする 保育者の話、絵本、紙芝居等
降園 延長保育	１５：００	降園 延長保育 おやつを食べる
おやつを食べる 好きな遊びをする	１６：００ １７：００	好きな遊びをする
延長保育最終降園	１８：００	延長保育最終降園

5　食事とおやつ

給食は、こどもの発達に合わせ、乳児（３歳未満児)、幼児（３歳以上児）にわけて栄養士が献立を作成し、実施しています。
献立表は毎月末に翌月分をコドモンで配信又は家庭に配布します。

〈乳児食〉
○ 献立表を基に、乳児の発達に合わせ、食べやすいように配慮しながら調理員が提供します。
○ 必要な栄養をとりながら、いろいろな種類の食べ物や料理を味わい、食べる喜びをもてるようにします。また、保育者や友達と一緒に食べる楽しさを体験したり、スプーンやフォークを使って自分で食べようとしたりする意欲を育てます。
○ おやつは、午前と午後にあります。

〈幼児食〉
○ 給食センター等から調理・配送されます。こどもの心身の発達を促すために、必要な栄養をとりながら、みんなと一緒に楽しく食事をすることにより、好き嫌いのない食事やマナー等のよい習慣を身につけます。
○ 土曜日は、簡易給食(調理パン等)となります。

〈その他〉
○食物アレルギー対応は生活管理指導表に基づいて行います。詳細は園に御相談ください。
○ 園外保育等のときは、弁当の持参をお願いする場合もあります。あらかじめお知らせしますので、御協力ください。
弁当日の持ち物については幼児用のしおり【P6 用品について⑱】を参照してください。
○春季・夏季休業保育期間、年末年始前後について、原則給食を提供しますが、３～５歳児について、給食センター等休業日、平日の園全体の利用者数が 10 人未満等、給食を実施できない場合は、弁当の持参をお願いします。
○ 給食センター等の施設保守点検や修繕のため、給食を中止することがあります。その期間、幼児は、弁当持参となりますので御協力ください。なお、期間については、あらかじめお知らせします。

保護者の皆様へ

豊田市こども園の給食における食物アレルギー対応について

豊田市役所こども・若者部保育課

豊田市では、食物アレルギーを有する園児の安全を最優先とし、健やかに成長できるよう、以下の対応をとっています。詳細については園とご相談ください。

1　対応方針（乳幼児共通）

◆対象のアレルゲン(原因食品)食品について完全除去対応(提供するか、しないか)を行います。

食品の量、調理方法等によっての対応は原則行いません。

◆ご家庭で食べたことのない食品は提供できません。

給食で提供される食品について、入園前にご家庭で食べていただくようお願いします。

◆医師の診断指示「園生活管理指導表」に基づき対応します。

食物アレルギーがある場合は、必ず医療機関を受診し、園生活での管理・配慮が必要か不要かについて医師の診断を受け、必ず園にご相談ください。

◆重度のアレルギー症状をお持ちの場合、給食の提供ができない場合があります。

コンタミネーション※等ごく微量で発症する可能性がある場合は、安全な給食の提供が困難なため、弁当を持参いただくようお願いいたします。

※コンタミネーションとは、食品を製造する際に、原材料としては使用していないにも関わらず特定原材料等が意図せず混入する場合をいいます。

2　乳児給食について

◆園で食材を購入し、調理を行い、給食を提供します。

◆原則、園で除去食、代替食を提供します。

◆園から配布される乳児献立一覧表と乳児献立表を、園と保護者で確認し対応していきます。

3　幼児給食について

◆給食センター等から調理・配送される給食を提供します。

◆対象のアレルゲン(原因食品)を含む料理・食品は提供しない対応を行います(無配膳対応)。
無配膳対応をした料理・食品の代替について、弁当を持参いただくようお願いいたします。

◆豊田市の給食における食品等の扱いについて以下のルールがあります。

・そば、落花生（ピーナッツ)、くるみの使用はありません。くるみを除くナッツ類、キウイフルーツ、いくら、あわびについて、食材そのものは使用しませんが、加工品や調味料に微量に含まれる場合があります。

・給食センター等で調理する料理については、７５℃で１分間以上加熱したものを提供しています。ただし果物は生で提供する場合があります。

◆園から配布される献立一覧表と食物アレルギー原因食品一覧表を、園と保護者で確認し対応していきます。

◆園と小学校の献立は一部異なります。入学前に小学校の献立を確認するようお願いします。

お子様のアレルギーについて、入園前に医療機関で診断を受けましょう

①園から「園生活管理指導表」をもらう。

↓

②医療機関を受診する。

↓

③診断が確定し、園での管理が必要な場合は「園生活管理指導表」を医師に記入してもらう。

↓

④園に「園生活管理指導表」を提出する。
園生活におけるアレルギー対応について園と保護者で相談する。

もしかしてと思ったら、かかりつけ医に相談してみましょう

食物アレルギーと間違いやすい症状

ヒスタミンによる食中毒

鮮度の低下した赤身魚を食べると、魚の中のヒスチジンがヒスタミンに変化し、じんましんなどの症状が出ます。

乳糖不耐症

牛乳を飲むとおなかがゴロゴロすることがあります。これは、消化不良による症状です。

やまいもやきゅうり等による「仮性アレルゲン」

野菜や果物の中には、食物アレルギーと似た症状(かゆみなど)を引き起こす成分が入っているものがあります。

※食物アレルギーのある人でアトピー性皮膚炎を伴うことはありますが、アトピー性皮膚炎だからといって、食物アレルギーがあるとは限りません。

※一般的には、乳幼児期に発症した食物アレルギーの９０%は、６歳までに治ると言われています。

「園生活管理指導表」が必要と思われる場合は、園に御連絡ください。

6　行事について

集団生活を通してこどもの成長、発達等を促すため、おおむね次のような行事を行っています。

月	行事名	月	行事名
4月	◎入園式（10 日）	10 月	◎運動会（16 日） 4 歳児徒歩遠足（29 日） 3・5 歳児徒歩遠足（30 日）
5月	◎ 5 歳児保育参加・クラス懇談会（19 日） ◎ 4 歳児保育参加・クラス懇談会（26 日）	11 月	◎乳児保育参加（6 日） 六所山野外体験学習（ 5 歳児）（11 日）
6月	◎3 歳児保育参加・クラス懇談会（2 日） ◎乳児クラス懇談会（11 日） 防サイ君（地震体験）（25 日）	12 月	◎4・5 歳児生活発表会（4 日） お楽しみ会（15 日） もちつき会（17 日）
7月	七夕会（ 7 日）	1月	◎個別懇談会 5 歳児　（12 日～19 日） 4 歳児希望者（20 日～25 日） 3 歳児希望者（26 日～28 日） 交通安全講習会（5 歳児）（21 日） 交通安全講習会（4 歳児）（22 日） ◎3 歳児保育参加（27 日）
8月		2月	豆まき（3 日） ◎入園説明会（16 日）
9月		3月	ひな祭り会（ 3 日） お別れ会（12 日） ◎卒園式（23 日）
その他	・動物とのふれあい（隔年） （移動動物園が園に来ます。動物とのふれあいなど体験します） ・不審者訓練 ・子育て講座　等		
毎 月	誕生会・交通安全指導・避難訓練		

◎印は、保護者参加の行事です

7　健康管理

乳幼児期は心身共に著しく成長し、人として健康な生活を送る基礎をつくるきわめて大切な時期です。こどもが元気にすくすくと育つために、家庭と園が十分連絡を取り合ってこどもの成長を見守ることが必要です。園でこどもが楽しく過ごせるように御協力をお願いします。

（1）　基本的な生活習慣を身につけましょう。

成長・発達途上のこどもが健康に過ごすために、「生活リズムの安定」を保つことが基本です。毎日の生活の中で「早寝・早起き」「一日３回のバランスの良い食事をとる」ことを繰り返すことで、十分な睡眠と栄養が取れ、元気に遊ぶことができます。
大人中心の生活ではなく、こどもの生理的なリズムに合わせましょう。

①早寝、早起きをしましょう。夜９時には布団に入ることを目標としましょう。
②大人と一緒に朝食をしっかり食べましょう。
③朝、登園前にトイレに行きましょう。

（2）　清潔について

①　手洗い、うがいは感染予防の基本です。こどもがかかりやすい感染症はウイルス性の病気が多く、手洗い、うがいで予防できるものも多くあります。家庭でも手洗い、うがいの習慣化に心掛けてください。
②　感染予防、けがの予防のために爪を短く整えましょう。長い爪は細菌、ウイルスが溜まりやすく不潔になります。また、友達の顔や手をひっかくと傷になってしまいます。
③　毎日入浴し、皮膚を清潔に保ちましょう。入浴後は清潔な肌着を着せてあげましょう。皮膚を汚れたままにしておくと感染症を引き起こす原因になります。入浴は病気から身体を守るだけではなく、精神的な安定も図れます。病気等で入浴ができない場合は手足やお尻、陰部、赤ちゃんの場合は首の周りも拭いてあげましょう。
④　目や皮膚の病気の予防のため、髪の毛は短くするか、結んであげましょう。

（3）　日頃の健康管理について

①　持病や体質的に配慮を要する場合は、あらかじめお知らせください。状況により、主治医の診断書等の提出をお願いする場合があります。
　例）小児ぜんそく、アレルギー体質（過敏症）、ひきつけ、けいれん、
　　関節がはずれやすい、医療的ケアがある、その他継続的に受診している病気等
②　熱がある等いつもと異なる体調の場合は、早めに休養し、ゆっくりと体調の回復を待ちましょう。また、体調が回復してから登園しましょう。

③　こどもは体温調節が未熟です。周囲の大人が季節や活動に応じてこまめに衣類を調節することで、次第にこども自身に調節する力が養われます。着脱しやすく、活動しやすい衣服を整えてください。また、こどもは代謝が激しく、汗をかきやすいので汗を吸収しやすい下着を着せて登園させてください。

（4） 体調を悪くしたら

体調が悪い場合は、十分な栄養を取り、安静にすることが大切です。また、こどもの病気は急に状態が変わることもあります。体調の変化に合わせて早めに受診し、悪化しないようにしましょう。

こんな時は家で様子をみて、早めに受診しましょう。

●ぐずる、泣いてばかりいる　●元気がなく、食欲がない　●熱がある
●ぐったりしている　●下痢、嘔吐がある　●痛がる
●湿疹などのブツブツがある　●朝、なかなか起きられない
●目やにが出ている

※こどもは、自分の状態をきちんと伝えることが十分できません。朝の忙しい一時ですが、しっかりと目を合わせ、スキンシップをし、こどもの表情や体の状態など、小さな変化に気を配りましょう。

（5） 薬の使用について

園では、原則、こどもに薬を飲ませる、塗る等は行いません。

・保育時間中に薬が必要な場合は、可能な限り保護者が来園して実施してくださるようお願いします。
・受診した医療機関で現在通園していることを伝え、保育時間中に薬を使用しなくてもよいように使用時間や薬の種類の変更等が可能かを相談してください。
・上記が共にできない場合は、園に相談してください。
・医師の指示に基づかない市販薬等の対応はできませんので、御了承ください。

（6） 病児保育について

病気やけがの回復期にあり、集団保育が困難な場合に、病児保育室の利用ができます。詳細は園にある「豊田市病児保育事業利用のご案内」を参照ください。ただし、施設利用定員は限られていますので、良き協力者を探しておくことも大切です。

病児保育室

すくすくの森　（すくすくこどもクリニック隣）豊田市東山町 2-2-9　TEL80－1633
ぴよっこ　（豊田厚生病院内）　豊田市浄水町 1 丁目 58 番地 1　TEL43－5082
ぴーぽらんど　（トヨタ記念病院）※実施方法・使用様式等が異なるので、トヨタ記念病院のホームページで確認してください

（７） 園での定期健康診断等について

① 病気や異常を早期発見するために園医等による定期健康診断を実施します。（内科、歯科、尿検査、視力検査（年中・年長のみ））
診断の結果、疾病や精密検査等のお知らせがあった場合は、速やかに医療機関を受診してください。

② 相談事項等があれば事前に配付する「定期健康診断事前調査票」に御記入ください。

③ １歳６か月児健康診査、３歳児健康診査は、園での健康診断とは内容が異なりますので、市から届く通知に従って必ず健診を受けてください。

（８） 園で体調が悪くなったら

体調が悪くなった場合は、連絡します。早めにお迎えに来ていただき、医療機関を受診してください。園で感染症が流行している時は、受診の際、現在通園している園で感染症が流行していることを医師に伝えてください。

けがをした場合は応急処置をし、状況を連絡します。必要に応じてお迎えをお願いする場合があります。

＜こんな時は連絡します。御理解と御協力をお願いします。＞

- 発熱や頭痛、腹痛、おう吐、下痢等で状態が回復しない
- いくつかの症状が重なって見られる
- 食事や水分がとれない
- いつもと様子が違う
- 地域の感染症の流行状況から判断した場合

（９） 感染症について

① こどもが感染症にかかったら、直ちに園へ連絡してください。

② 感染症によって、医師の指示により他の児童へ感染のおそれがないと判断されるまで登園停止となるものがあります（学校保健安全法施行規則１８・１９条）。

③ 登園停止となった感染症の内、治ゆした証明が必要な場合があります（下表１のとおり）。提出が必要な場合は園から指示させていただきます。提出の方法については、下記のとおりです。
豊田加茂医師会加盟医療機関に「治ゆ証明書」が置いてあります。医療機関で証明を受け、登園時に、園へ提出してください。豊田加茂医師会に加盟している医療機関で受診した場合の文書料（証明料）は、市で負担します。
〇豊田加茂医師会加盟医療機関（豊田加茂医師会ホームページ）
医療機関については、以下のアドレスまたは QR コードから確認してください。
https://www.toyotakamoishikai.or.jp/search/

（豊田加茂医師会加盟でない医療機関で、治ゆ証明書が発行された場合の文書料は保護者負担となります。）

④ 感染力が非常に強い感染症（インフルエンザ等）については、感染拡大防止のため、クラス等に対して登園自粛の措置をとることもありますので、御承知ください。登園自粛時に登園される場合は弁当持参となりますのでご了承ください。

⑤ 予防接種により、発症を予防できる感染症があります。市から予防接種の通知が来たら、体調を整えて早めの接種をお願いします。

⑥　清潔、不潔に関係なく、年間を通してアタマジラミの発生が見られます。髪の毛から髪の毛へと付着し広がりますので、発生したら直ぐ駆除等に御協力ください。

表１　　治ゆ証明書が必要な感染症　（R7.10 時点）

治ゆ証明書が必要な感染症	登園停止期間の基準
百日咳	特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻しん（はしか）	解熱した後３日を経過するまで
風しん（三日はしか）	発疹（ほっしん）が消失するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺（じかせん）、顎下腺（がっかせん）、舌下腺（ぜっかせん）の腫脹（しゅちょう）が発現した後５日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹（ほっしん）が痂皮化（かひか）するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退（しょうたい）した後２日を経過するまで
腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎（はやり目） 急性出血性結膜炎、結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
溶連菌感染症	抗菌薬内服後２４時間が経過するまで

※以下のインフルエンザ・新型コロナウイルス感染症は、治ゆ証明書は不要ですが、感染拡大防止のため、登園停止期間の基準を過ぎてから登園するようにしてください。

感染症名	登園停止期間の基準
インフルエンザ	発症した後５日を経過し、かつ、解熱後３日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで

※その他の感染症（伝染性紅斑（りんご病）、とびひ、手足口病、ヘルパンギーナ、感染性胃腸炎等）についても、治ゆ証明書は不要ですが、医師の判断により集団生活が困難と判断された場合は､登園できないことがあります。

（10）　新型インフルエンザ等が発生した時

病原性の高い新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活や国民経済に甚大な影響を及ぼしそうな場合には、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済に及ぼす影響を最小限にするため､「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が行われます。

必要に応じて、保育施設の臨時休園を行う場合があります。

感染症と登園の目安について

～「保育所における感染症対策ガイドライン」厚生労働省　平成 30 年３月発行より参照～

＊表の中に表記されている①警告体温　②降園体温　③平常体温とは検温表に記載された検温結果を基にだした体温のことです。お子様の体温を保護者の方も把握をお願いします。

＊発熱時の対応

登園を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合
・発熱期間と同日の回復期間が必要 ・朝から①警告体温を超えており、元気がなく機嫌が悪い ・食欲がなく朝食、水分が摂れていない ・発熱に伴い発疹がある ・排尿回数が通常より減っている ・咳や鼻水がたくさん出る ・24 時間以内に解熱剤を使用している ・24 時間以内に②降園体温以上の熱が出ている	・前日②降園体温を超える熱が出ていない ・発熱がなく、元気があり、機嫌がよい 顔色がよい ・食事や水分が摂れている ・発熱を伴う発しんが出ていない ・排尿の回数が減っていない ・咳や鼻水を認めるが増悪していない ・24 時間以内に解熱剤を使っていない ・24 時間以内に②降園体温以上の熱は出ていない

＊下痢の時の対応

登園を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合
・24 時間以内に２回以上の水様便がある ・食事や水分を摂ると下痢がある （１日に２回以上の下痢・嘔吐） ・下痢に伴い体温が平常体温より高めである ・朝、排尿がない ・機嫌が悪く、元気がない ・嘔吐を伴う ・腹痛を訴える ・顔色が悪くぐったりしている	・感染のおそれがないと診断された時 ・24 時間以内に２回以上の水様便がない ・食事、水分を摂っても下痢がない ・発熱が伴わない ・排尿がある

＊嘔吐の時の対応

登園を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合
・24 時間以内に２回以上の嘔吐がある ・嘔吐に伴い③**平常体温**より体温が高めである ・下痢を伴う ・食欲がなく、水分も欲しがらない ・機嫌が悪く、元気がない ・顔色が悪くぐったりしている	・感染のおそれがないと診断された時 ・24 時間以内に２回以上の嘔吐がない ・発熱がみられない ・水分摂取ができ、食欲がある ・機嫌がよく、元気である ・顔色が良い

※頭を打った後に嘔吐を繰り返したり、意識がぼんやりしたりしている時は横向きに寝かせて、大至急、脳外科のある病院へ受診し、医師の許可が出るまで安静にする。

＊咳の時の対応

登園を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合
・夜間しばしば咳のために起きる ・喘鳴や呼吸困難がある ・呼吸が速い ・①**警告体温**以上の熱を伴っている ・元気がなく機嫌が悪い ・食欲がなく朝食・水分が摂れない ・少し動いただけで咳がでる ・咳とともに嘔吐がある場合	・前日②**降園体温**を超える熱が出ていない ・喘鳴や呼吸困難がない ・続く咳がない ・呼吸が速くない ・①**警告体温**以上の熱を伴っていない ・機嫌がよく、元気がある ・朝食や水分が摂れている

＊発しんの時の対応

登園を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合
・発熱とともに発しんのあるとき ・今までになかった発しんが出て、感染症が疑れ、医師より登園を控えるよう指示されたとき ・発しんがあり（口内炎のため）食事や水分が摂れないとき ・とびひになって患部をガーゼなどで覆えないとき 浸出液が多く他児への感染の恐れがあるとき ・かゆみが強く手で患部を掻いてしまうとき	・受診の結果、感染のおそれがないと診断されたとき

※病気でお休みの後、登園するかどうかの判断の参考にしてください。
迷う場合はかかりつけの医師や園にご相談ください。

汚れた衣服の持ち帰りについて

保育者は、ノロウイルス等による感染性胃腸炎が園内でまん延しないよう、手洗い、うがいを中心に衛生管理に十分心がけています。集団感染の原因のひとつとして、保育者の「手」を介して広がる二次感染があります。

園内で便（下痢便、普通便）おう吐物、尿、血液で汚れた衣類の汚れは、保育者の着衣や、周囲にウイルスや菌などが飛び散らないよう、静かに大まかな汚れだけを落としています。

ウイルス等の広がりを最小限にして二次感染を防止するため、細かい汚れまでは落としていませんので御了承ください。

＊便、嘔吐物、尿、血液で汚れた衣服は、トイレのケースにて保管します。降園時に汚れ物を出し、ケースを消毒してください。

◆ご自宅で汚れを落とすときに心がけてください◆

・窓を開け、十分換気をしてください。
・使い捨て手袋、使い捨てマスクを使用すると、二次感染を防止するのに効果的です。
・塩素系の消毒液を使用する。または、85℃の熱湯で 1 分間以上つけることで消毒の効果が得られます。ただし、素材によっては縮んでしまう場合がありますので、適応を確認しながら消毒してください。また、塩素系の消毒液は色落ちする場合がありますので消毒薬の注意書きを確認しながら、気を付けて使ってください。
・他の洗濯物と分けて、最後に洗濯をしてください。
・片付け時、周りを汚さないように気をつけてください。
・最後に石鹸で、しっかりと手洗いをしてください。

８　家庭の協力

（１）　登降園について

① ９時までに登園してください。
② 登降園は安全な道を選び、毎日決めた道を通りましょう。また、歩くときは必ず手をつなぎましょう。
③ 登降園時の送迎は、保護者の方で責任をもっていただき、交通事故防止につとめてください。門扉は保護者の方で責任をもって開閉をしてください。
ロープを必ず掛けてください。
④ 遅れて登園する時や中途時間に降園する時、又は保護者以外の方が迎えに来る時は事前に連絡してください。
⑤ 欠席する時や、長期欠席後登園する時は事前に連絡してください。
⑥ 車を利用される場合は、下記のことを守ってください。
- 決められた場所に駐車し、必ずエンジンを止め、施錠をしてください。
- 車上ねらいが多発していますので、車内にはバッグ等を絶対に置かないようにしてください。
- 車からは親が先に降り、必ずこどもの手をつないでください。
- 車中にこどもを残さないでください。

登降園の受付を始め、園への連絡などは保育支援アプリ（コドモン）にて行います。
※詳細は、各園から別途案内させていただきます。御理解・御協力いただきますようお願いします。

（２）　生活習慣について

① 早寝・早起きの習慣をつけましょう。
② 大人と一緒に朝食をとりましょう。
③ 登園前に排便の習慣をつけましょう。
④ 朝夕のあいさつはすすんでしましょう。
⑤ 安全の習慣を身につけましょう（交通事故、水難事故、誘拐事件等の防止）。
⑥ テレビ・ゲーム等は時間を決めましょう。
⑦ スマホやパソコンの使用は控え、ふれあいを大切にしましょう。

（３）休園日について

休園日は、日曜日、祝日、年末・年始（１２月２９日から翌年の１月３日まで）、災害等の発生が予測される場合です。なお、土曜日については園によって異なりますので、巻末のこども園一覧表を参照ください。

（４）駐車場について

＊７時５０分～８時０５分までの間は小学生の登校時間と重なります。時間をずらして登園できる方は、この時間をさけての登園に御協力をお願いします。

＊時間をずらすことが難しい方は、園舎前の道の北側の住宅街の中を通り、左折入庫をお願いします（７時 50 分から 8 時 05 分のみ)。住宅街の中を通る場合も住民の方の迷惑にならないよう、徐行運転及び歩行者には十分注意してください。

＊駐車する際、後方に車がいる場合は、園舎入口に近い方ではなく、下記の図１の斜線で塗りつぶしてある辺りへの駐車をお願いします。(園舎前の道の渋滞を避けるため)

＊駐車券はよく見える場所(車のフロント部分等)に必ず置くようにしてください。

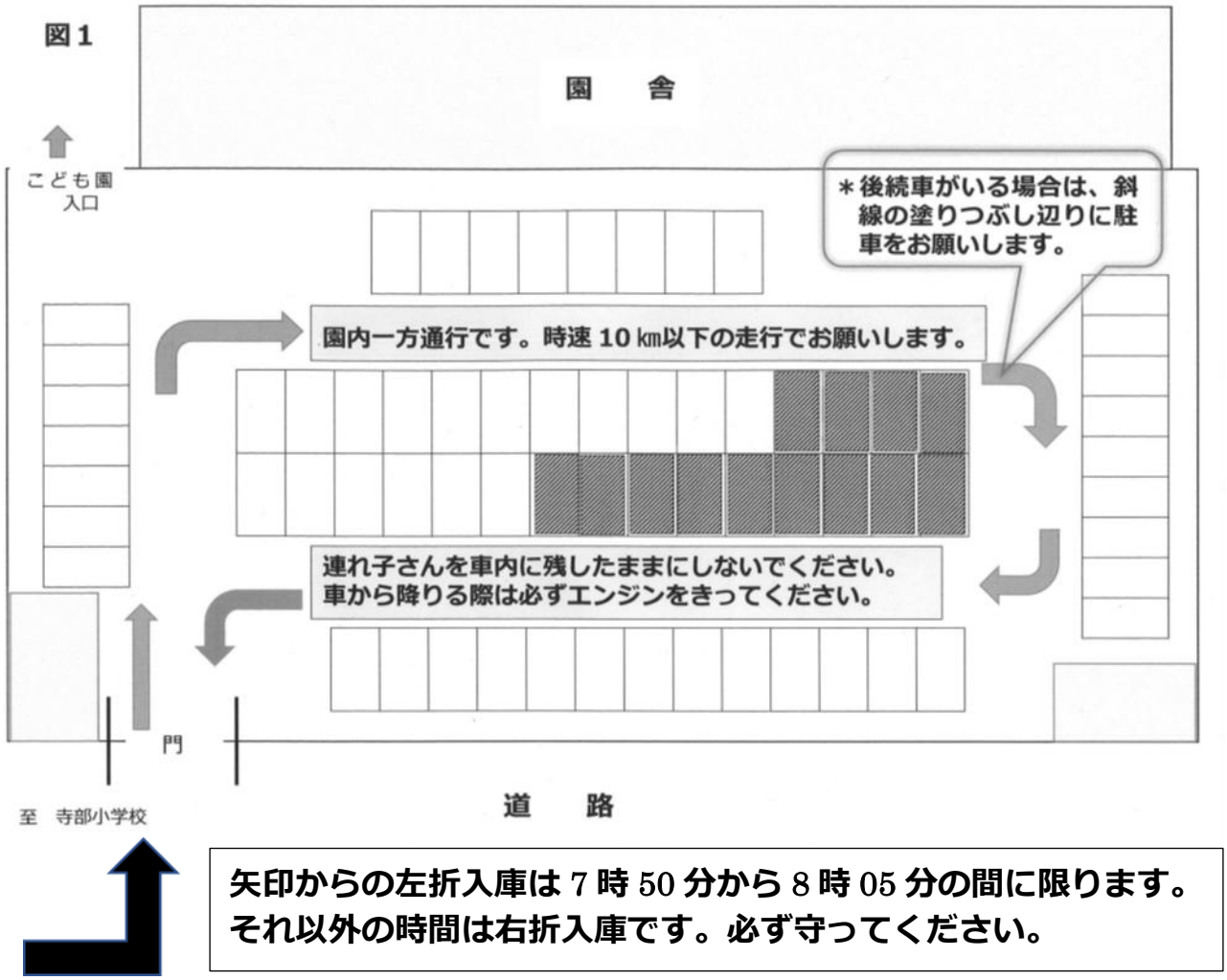

矢印からの左折入庫は 7 時 50 分から 8 時 05 分の間に限ります。
それ以外の時間は右折入庫です。必ず守ってください。

＊駐車場内及び園舎前の道路では**徐行運転（速度 10 キロ厳守）をお願いします。**

＊駐車場の入出庫においては**歩行者優先でお願いします。**

◎小学生の通学の安全確保のために、ルールは守りましょう。
園のルールを守っていない場合はお声がけさせていただきます。
御協力よろしくお願いします。

◎駐車できる台数が少ないため、行事の際には徒歩または自転車での登園に御協力をお願いしています。

９　災害等の発生が予測される場合の登降園等

豊田市では、台風時や地震時及び大雨による災害事故を防ぐため、この地方に警報が発表された時の登降園について、次のようにとり決めていますので御協力ください。

また、暴風警報等の気象情報については、テレビ、ラジオ、インターネット等の放送又はひまわりネットワークの気象情報を御確認ください。

豊田市内気象警報等の区域については以下の２区域となります。
・西三河北西部　⇒　豊田市西部（下記以外の地区）
・西三河北東部　⇒　豊田市東部（旭、足助、稲武、下山地区）

ここの地区を
ご確認ください。

◆上記園所在区域に「暴風警報」が発令された場合

①警報が発令されて午前６時までに解除された場合は、平常通り保育します。
②午前６時までに警報が解除されない場合は、当日の保育を中止します。
③園児が園にいる時に発令された場合は、速やかに迎えにきてください。
④注意報発令の場合にも気象変化に十分注意して、こどもの危険防止に努めてください。
※園所在区域に「暴風雪警報」「特別警報」が発令された場合も、「暴風警報」発令時と同様の対応となります。

◆上記園所在区域に「大雨警報・洪水警報」が発令された場合

原則保育を実施しますが、園が危険と判断した場合は当日の保育を中止します。
※前日までに台風の接近や、災害級の大雨等が予報されている場合には、翌日の保育を中止する場合があります。該当する場合にはコドモンから連絡しますので、御理解・御協力をお願いします。

◆給食について

①午前６時までに暴風警報の発令が解除された場合は、当日の給食はあります。
なお、保育時間中に暴風警報が発令された場合、その時間･状況により給食を実施できない場合がありますので、御承知おきください。
②前項の規程にかかわらず気象情報等により、事前に暴風警報が発令されると予測される場合は給食を中止することがあります。
この場合においては、給食を中止する日の前日の午前１１時までに、コドモンアプリにて連絡します。なお、当日暴風警報が発令されていない場合においても給食はありませんので、弁当を持参してください。
※「特別警報」が発令された場合も、原則「暴風警報」発令時の対応に準じます。
※特定の地域において土砂災害警戒情報、河川氾濫情報、その他の避難指示等が発令された場合は、園の指示に従ってください。
※豊田市から「警戒レベル３・４・５」が発令された地域の方は速やかに避難してください。

◆地震が発生した場合

①豊田市内で震度５弱以上の地震が発生した場合、園から指示があるまで自宅待機とします。
②園児が園にいる時に震度５弱以上の地震が発生した場合は、速やかに迎えにきてください。
③南海トラフ地震臨時情報が発令された場合は、園からの指示に従ってください。

◆Ｊアラートが発信された場合

①登園前に発信された場合は、園から指示があるまで自宅待機してください。
②保育中に発信された場合は、園からの指示に従ってください。

10 保育料等

こども園等の保育料

（1）保育料の種類

こども園等の保育時間は以下の４つに分かれます。

【A】基本保育時間	午前８時 30 分から午後３時まで（月～金曜日）
【B】早朝保育時間	実施している園もあります。
【C】延長保育時間	実施内容は園によって異なるため、詳しくはこども園等一覧を参照してください。
【D】土曜日保育時間	

7:30　8:30　　15:00　16:00　17:00　18:00　19:00

早朝保育時間【B】 月額 1,000 円 ←――	**基本保育時間【A】**（月～金曜日） 月額料金は市民税所得割額等による	**延長保育時間【C】** 月額 （16:00 まで）1,000 円 ――→ （17:00 まで）2,000 円 ――→――→ （18:00 まで）3,000 円 ――→――→――→ （19:00 まで）4,000 円 ――→――→――→――→
	土曜日保育（基本保育時間土曜日）【D】 ※一部の園は正午まで 月額 1,600 円（正午までの園は 800 円）	

※記載の金額は乳児（0～2 歳児）の料金です。幼児（3～5 歳児）の料金は 0 円です。

（2）【A】基本保育料

平日の午前８時 30 分から午後３時までの保育にかかる保育料です。

保護者の市民税所得割額等に基づき、基本保育料を決定します。ただし、調整控除以外の各種税額控除（住宅借入金等特別税額控除やふるさと納税等）は加味しません。

幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所については、この他に実費徴収（施設整備費・園独自の教育経費等）がある場合があり、実費徴収分は無償化の対象外となります。実費徴収の詳細については、直接園にお問合せください。

階層	市民税所得割額	0～2 歳児	3～5 歳児
A	生活保護世帯	0 円	0 円
B01・B91	市民税非課税		
C01・C91	48,600 円未満		
C02・C92	57,700 円未満		
C03・C93	77,101 円未満		
D01	97,000 円未満	12,000 円	
D02	169,000 円未満	15,000 円	
D03	301,000 円未満	32,000 円	
D04	301,000 円以上	37,000 円	

（3）【B～D】早朝・延長・土曜日保育料（以下、「延長保育等」という。）

延長保育等は、保護者の就労形態等に応じて保育を実施します。

ア　利用できない場合

家庭保育が可能な場合は、延長保育等は利用できません。

イ　提出書類

・早朝保育等及び春季休業保育等申請書（園で配付）

・延長保育等が必要である旨を証明する、要件証明書（就労証明書等）

ウ　申込み

延長保育等の申込み、変更及び取消しは、利用前月の 25 日までに**園に**申請書を提出してください。原則として、期限を過ぎてからの変更はできません。

エ　保育料

	0～2 歳児（D階層のみ）	**・0～2 歳児（A～C階層） ・3～5 歳児**
【B】 早朝保育料	月額 1,000 円を加算 ※午前 8 時から午前 8 時 30 分までの園は月額 500 円の加算	0 円
【C】 延長保育料	1 時間ごとに月額 1,000 円を加算	
【D】 土曜日保育料	月額 1,600 円を加算 ※午前 8 時 30 分から正午までの園は月額 800 円の加算	

オ　その他

幼保連携型認定こども園の３～５歳児のうち、保育の必要性がない（１号認定）場合は、延長保育等を利用できません。

ただし、各園が実施する預かり保育を利用できる場合がありますので、直接園にお問合せください。

基本保育料の算定方法

（1）基本保育料の算定方法

基本保育料は、保護者の市民税所得割額によって算定されます。

算定の対象となる保護者

ア　父	
イ　母	
ウ　家計の主宰者	父、母ともに市町村民税非課税の場合は、 父母以外の同居の直系血族（祖父母等）及び高校生以上の兄姉のうち、最も市町村民税額が高い方

なお、父母が別居している場合や、離婚後同居している場合も両親が算定の対象となります。

（2）基本保育料の階層

こども園等の保育料（２）【A】基本保育料の表において、算定者の市民税所得割額の合計額が該当する階層が基本保育料の階層となります。

（3）保育料の多子軽減　※A～C階層は、保育料は無料のためD階層のみ適用

多子世帯においては、そのこどもが何人目のこどもかによって、基本保育料等の軽減措置があります。

【兄弟判定】

生計を一にする兄姉をすべてカウントして何人目のこどもかによって判定します。同居の兄弟は生計を一にするとみなしますが、別居の兄弟の場合、就労、婚姻、海外に居住している場合は生計を一とはみなしません。別居の兄弟であっても生計を一としている場合は、別途書類の提出が必要です。

【0～2 歳児　保育料の多子軽減表】

	階層	基本保育料	延長保育料等
第１子	D01 以上	軽減なし	軽減なし
第２子以降	D01 以上	０円	０円

（4）基本保育料の再算定

最新の税額で保育料を算定するためには基準年度の変更が必要になります。

毎年９月分の保育料の算定から基準年度の変更を行うため、９月分から保育料が変わることがあります。

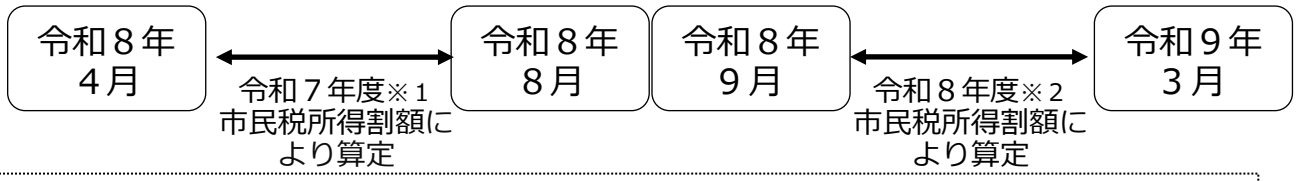

※１　令和７年度市民税所得割額とは令和６年１月１日～12 月 31 日の所得に応じて課税されます。
※２　令和８年度市民税所得割額とは令和７年１月１日～12 月 31 日の所得に応じて課税されます。

保育料の支払方法

保育料の納付は口座振替をお願いします。

（1）手続

入園時にこども園でお渡しする「豊田市市税等預金口座振替依頼･自動払込申込書」に必要事項を記入し、口座振替を希望する金融機関又は郵便局に提出してください。

なお、当初入園における提出方法は、園から指示があります。

毎月 15 日で締切り、翌月分保育料から口座振替が開始されます。

（2）振替日

毎月月末（ただし 12 月は 25 日）に当月分保育料を振替します。

ただし、振替日が金融機関等の休業日にあたるときは翌営業日が振替日です。

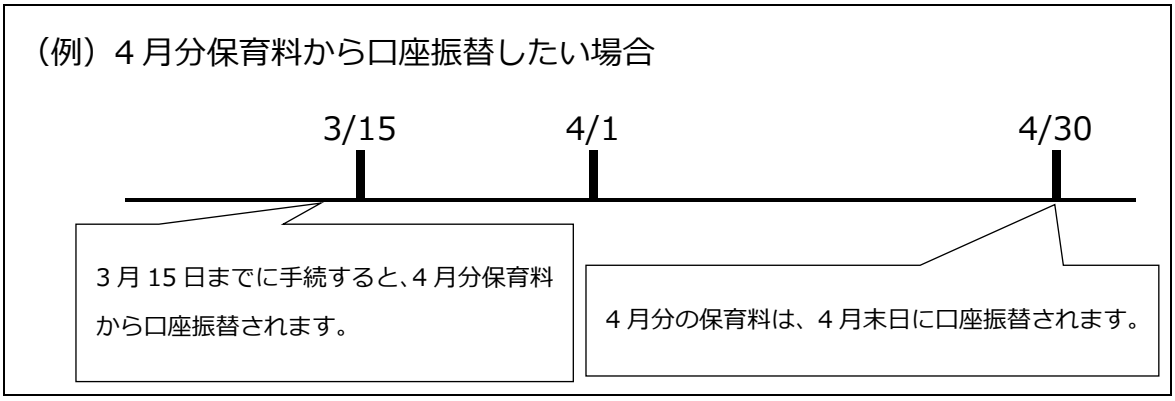

（３）その他

幼保連携型認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所は、各園等が保育料を徴収しますので、直接園等へお問合せください。

令和８年度の振替日は以下のとおりです。

月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
日付	4/30	6/1	6/30	7/31	8/31	9/30	11/2	11/30	12/25	2/1	3/1	3/31

※延長保育等利用によって追加で発生した保育料や、残高不足で引落しができなかった保育料については、対象月の翌月の振替日に翌月分保育料と合わせて再振替します。（再振替は対象月毎に１回のみ）

春季・夏季休業保育

春季休業保育及び夏季休業保育期間中は、保護者の就労形態等に応じ保育を実施します（一部の園を除く）。

（１）利用できない場合

家庭保育が可能な場合は利用できません。

（２）提出書類

・早朝保育等及び春季休業保育等申請書（園で配付）
・要件証明書（就労証明書等）

（３）申込み

事前に利用希望調査を行います。
春季・夏季休業保育の申込み、変更及び取消しは、利用前月の 25 日までに園に申請書を提出してください。原則として、期限を過ぎてからの変更はできません。

（４）春季休業保育及び夏季休業保育期間中にこども園等を利用しない場合の基本保育料

区分	利用しない期間	各月の基本保育料	
春季休業	卒園式※翌日～3/31	３月	基本保育料×16/25
	4/1～入園式※前日	４月	基本保育料×16/25
夏季休業	7/21～7/31	７月	基本保育料×16/25
	8/1～8/31	８月	０円

※公立こども園以外の場合、園によって卒園式・入園式の日付が異なる可能性があります。その場合、公立こども園の卒園式・入園式の日付に合わせて保育料が計算されます。詳しくは園に御確認ください。

（５）その他

幼保連携型認定こども園の３～５歳児のうち、保育の必要性がない（１号認定）場合は、春季・夏季休業保育を利用できません。

ただし、各園が実施する預かり保育を利用できる場合がありますので、直接園にお問合せください。

給食費等その他費用（保育料以外にかかる費用）

以下の支払については、「１２　保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）の利用」を参照してください。詳細については別途園から指示があります。

（１）災害共済制度（日本スポーツ振興センター）

万一の事故、災害に備えて加入していただく制度です。保育中及び登降園中の事故、災害に対して給付されます。

＊共済掛金（保護者負担額）は年額 240 円

＊納入方法　５月にエンペイで請求をさせていただきます。

※上鷹見、則定、冷田、大蔵、杉本こども園については、制度上、日本スポーツ振興センターの災害共済に加入できないため、民間損害保険会社の傷害保険に加入いたします。保険料（保護者負担額）は、日本スポーツ振興センターに準じます。

（２）給食費

豊田市では、公立こども園に通園する３歳児～５歳児の給食費について、令和６年度から無料になりました。また、アレルギーや宗教・信条等の理由により弁当を持参される場合は、代替給付を行っています。代替給付の詳細は、豊田市ホームページを御参照ください。

該当ページへの二次元コード→

URL: https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/kosodateshien/teate/1060283.html

保育料等の未納

月々の保育料等は納付期限内にお支払ください。以下は、万が一保育料等が未納になった場合の取扱いです。

（１）延滞金の発生

納付期限までに支払がなかった保育料に対して、延滞金が発生します。

詳しくは、対象者に送付する督促状の裏面を確認してください。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等の未納分

（２）児童手当等からの徴収

児童手当法に基づき、保育料等が一定の期間未納となっている場合に限り、児童手当等を保育料等の支払に充てたいと考えています。

児童手当等からの支払には、あらかじめ申出書を提出する必要があるため、教育・保育施設等利用申込書内【児童手当･特例給付に係るこども園保育料等の徴収に関する申出書】欄への御記名をお願いします。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等

給食費の未納分（令和５年度以前の滞納分）

【注意事項】

未納額によっては、兄弟姉妹分の児童手当等も支払に充てることがあります。

児童手当等から保育料等未納分を差し引き、残った金額があればその差額が支給されます。

（３）滞納整理業務を市債権管理課へ移管（へき地保育所：上鷹見等６園を除く）

督促状発送後納付がない場合は、地方自治法及び地方自治法施行令に基づき、市債権管理課が催告や差押等法的手続による滞納整理を予告なく行います。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等の未納分

（４）入園決定

過去に保育料等の未納がある場合（既に卒園したこどもの未納を含む）は、こども園等に入園できない場合がありますので、保育課に連絡を取るとともに、早急に納付をお願いします。

幼児教育・保育の無償化（参考）

3 歳児から 5 歳児（満 3 歳になった後の 4 月 1 日から小学校入学前まで）及び住民税非課税世帯の 0 歳児から 2 歳児のお子様は、こども園等の利用料が無償化となります。

無償化の給付を受けるためには、認定申請が必要な場合があります。制度概要等を御確認ください。

なお、認定決定が利用日に間に合わない場合は、認定決定までの利用料は無償化の対象外となります。

各施設における無償化対象（○：対象、×：対象外）

分類	対象施設・事業 （**分類を越えた併用は原則不可**。市外施設も対象）	保育要件あり ※1 （共働き等）		保育要件なし （専業主婦（夫）等）	
		利用料	在籍園での預かり保育	利用料	在籍園での預かり保育
①	私立幼稚園 青木、豊田星ヶ丘、松平大和、飯野ひかり、美里、ひらしば	○ ※2	○上限あり ※3	○ ※2	×
②	私立幼稚園 ①以外の幼稚園	○上限あり ※2,4	○上限あり ※3	○上限あり ※2,4	×
③	認定こども園	○ 延長も対象	○上限あり ※3	○ ※2	×
④	こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所	○ 延長も対象		○	
⑤	企業主導型保育施設	○		×	
⑥	認可外保育施設等、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（預かりのみ）	○上限あり ※5		×	
⑦	障がい児通所施設 （放課後等デイサービスを除く）	○ 分類①から⑥との併用可			

※1　保育要件ありとは、同居の保護者（父、母とも）が以下に該当する場合

就労（月 60 時間以上）、出産、病気・障がい有り、同居親族の看護・介護、就学（月 60 時間以上）、通園・通学の付き添い（月 60 時間以上）、求職活動、災害

※2　満 3 歳を含む

※3　月 1.13 万円まで。満 3 歳児の住民税非課税世帯の場合は月 1.63 万円まで。

※4　月 2.57 万円まで。授業料、入園料のみが対象。

※5　合計月 3.7 万円まで。０歳児から２歳児の住民税非課税世帯の場合は月 4.2 万円まで。認可外保育施設は市ＨＰに無償化対象施設の一覧を掲載。

１１　状況が変わった場合の手続について

【具体的な手続の例】

状況	教育・保育給付認定変更申請書	要件証明書	時間外変更申請書等	退園届	備考
離婚・結婚、祖父母と同居・別居など世帯構成が変わった場合	○	－	－	－	【期限】変更になった翌月１日
市外へ転出する場合	－	－	－	○	【期限】退園日の１５日前
・税額が変わった場合 ・生活保護の受給を開始・廃止停止した場合 ・世帯員が障がい認定を受けた場合	○	－	－	－	【期限】変更になった翌月１日
入園要件が変わる場合 ・仕事の退職・休職 ・出産予定月後２か月経過 ・診断書内期間を終了 ・退学　等	○	○	－	－	新しい要件証明書 ※入園要件不要学齢は教育・保育給付認定変更申請書のみでも可 ※求職活動申立書を提出する場合は、求職活動開始後２か月以内に就労証明書を提出することが必要
就労証明書等の内容を変更する場合	○	○	－	－	就労時間・育休期間等全項目の変更に必要
早朝保育及び春季休業保育等の申込み、変更及び取消し	－	○	○	－	【期限】利用前月の２５日 ※就労要件の場合の就労証明書を事業所に証明してもらう必要あり

※書類は園にあります。期限までに園へ提出してください。
　申請に基づき教育・保育給付認定等を変更します。
　この他にも変更の手続が必要な場合がありますので、園又は、保育課に御相談ください。
※市外へ転出する場合、転出日前日の月末まで登園可能です。ただし、５歳児が２月２日以降に転出する場合は、３月末（卒園）まで登園可能です。

◎申込書等に虚偽の内容があった場合

　年度の途中でも退園していただきます。

なお、年間を通して就労等実態調査を行いますので、こども園等の適正運営について、御理解と御協力をお願いします。

◎長期間、園をお休みする場合

　以下の条件に該当する場合は退園となります。（旧幼稚園型の認定こども園の幼児を除く。）

・１月の間（３１日以上）連続して欠席したとき。
・３月間連続して各月の開所日数の過半数を欠席したとき。

※４月１日から入園式の前日まで、７月２１日から３１日まで、８月１日から３１日まで、及び卒園式の翌日から３月３１日までの間で、春季休業保育、夏季休業保育を利用しないときは上記日数から除くことができます。

１２　保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）の利用

以下のとおり保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）を利用します。

※利用には保護者スマホ等からアプリのダウンロードや登録が必要です（登録方法や登録に必要なID・パスワードは園から別にお知らせします。）。

コドモン

〈活用する主な機能〉

	機能名	使用用途
1	**登降園管理**	**登降園時間の打刻、出欠・遅刻の連絡、迎えの変更などを行います。**
2	**給食申請**	**給食を申請する際に使用します。**
3	お知らせの配信	園だよりなど保護者宛てのお知らせを配信します。
4	アンケート機能	保護者向けにアンケートを行う際に使用します。
5	行事予定	各園の行事や休園日等を確認する際に使用します。

※日々の登降園管理や給食の申請については、コドモン上で行うことになりますので、忘れずに登録をお願いします。

エンペイ

諸費（絵本代など）、一時保育料、災害共済掛金の保護者負担金についてはエンペイを用いて園から保護者に請求します。

〈支払の流れ（例）〉

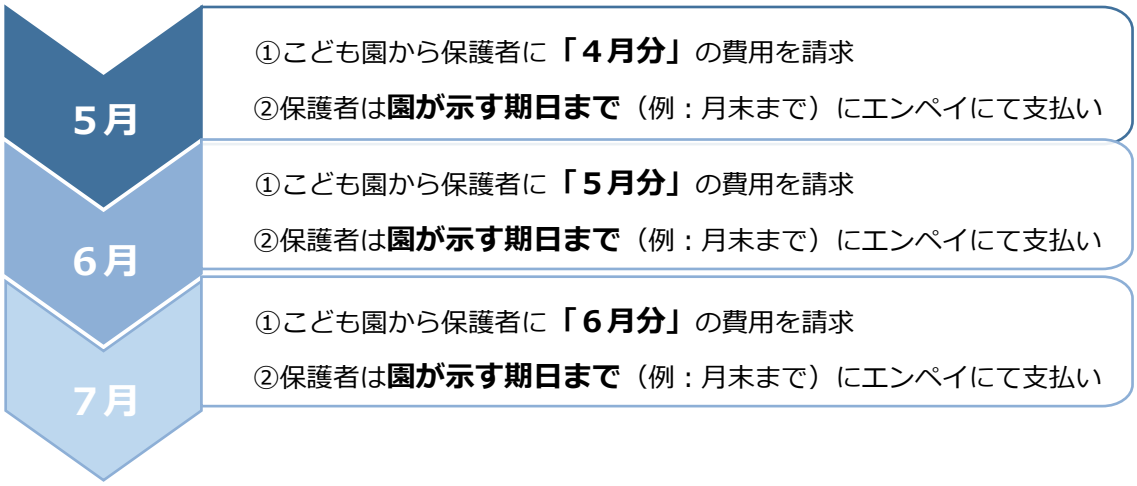

１３　その他の取組

紙おむつのサブスクについて　（運用開始：令和４年度）

公立こども園では紙おむつのサブスクを利用することができます。利用を希望される場合は、提供事業者のお申込みフォームからお申込みください。（希望者のみ）

（１）対象

公立こども園の**０～２歳児**

（２）利用方法

本サービスの事業者（BABY JOB 株式会社）と各自で契約を結ぶことで利用可能。

ＱＲコードまたはコドモンのリンク集から登録をして下さい。

【コドモン】アプリ内の「その他」メニュー　→　施設からのリンク集

（３）利用料金

１か月２，５０８円（税込）（令和７年１２月現在）

お申込みフォーム

（４）紙おむつ・おしりふきの種類

紙おむつ：マミーポコ

おしりふき：ムーニー

（５）登録期限

利用開始の前月２５日まで（４月入園の場合、３月２５日まで）

２５日を過ぎて登録した場合は、園の先生に「おむつのサブスクを登録しました。」とお声掛けください。なお、日割り計算はできないため、月途中開始の場合は御注意ください。

（６）解約について

前月の**月末**までに BABY JOB 株式会社の専用ページから解約手続きを行うと、翌月から利用停止ができます。（日割り計算はありませんので、月途中解約でも１か月分料金が発生します。）

お昼寝ベッドについて

公立こども園では、保育室内の安全性や衛生面（各種感染症対策等）の充実を図ること、また保護者の負担軽減を目的としてお昼寝ベッドを導入しています。

（１）対象

公立こども園の**０～３歳児**

（２）導入によるメリット

保護者：布団の用意が不要、布団の持ち運び・布団干しの負担軽減

こども：衛生環境の向上＜新型コロナウイルスを始めとする各種感染症の感染拡大の防止、埃・ダニの繁殖の抑制、睡眠の安定　など＞

（３）家庭で用意していただくもの

○お昼寝ベッド用シーツ　２枚（洗い替え用）

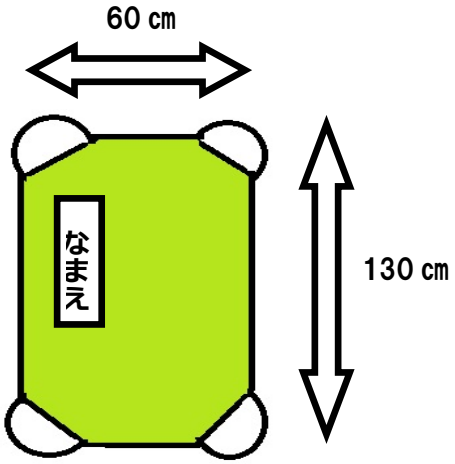

・ベッドの大きさにあった左のサイズのものを
市販品又は作成して御準備ください
・生地は自由です
・作成する場合は、
＊布（タオル地、キルティング地など）
＊ゴム４本（目安：横2～3㎝×長さ 35 ㎝ほど）
＊四隅を縦横 14 ㎝ほど三角形に折る
を使ってください
・シーツの左上に名前を付けてください

【作成する例】

【市販品の例】

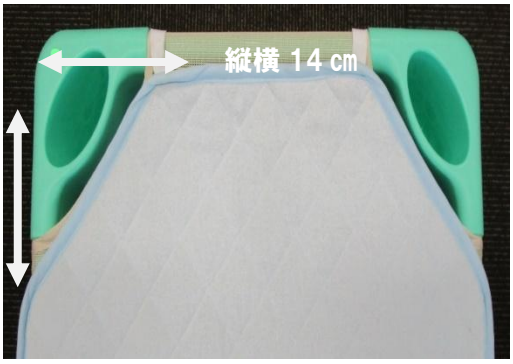

○掛布団に代わるもの
（夏）タオルケット　（冬）毛布
季節によって使い分けてください。

○シーツ入れ袋
休みの前日にシーツとタオルケット等を袋に入れて持ち帰り、洗濯をして翌週にシーツ袋に入れて持ってきてください。エコバックなどのスーパー袋位の大きさの袋を用意してください。
名前を記入してください。

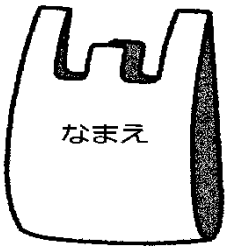

（４）その他
・枕は不要です。
・シーツや掛布団にかわるものは、体調や気温によって変えて頂くことは可能です。
・ベッドのイメージ図とサイズ
【サイズ】縦 134 ㎝×横 60 ㎝×高さ 12.3 ㎝

１４　その他の注意事項

① こどもの急病などの連絡に備え、連絡先を明確にし、園との連絡を密にしてください。
（携帯電話番号の変更など速やかに連絡してください。）
② 住所、勤務先の変更、家族の人員に異動（結婚、離婚、祖父母との同居・別居、死亡など）、保育料算定者の市民税額更正等があった時は、速やかに連絡をし、申請等してください。
③ 保育時間中における担任の呼び出しは御遠慮ください。
④ こどものこと、保育に関することは、こども園にお気軽に御相談ください。
⑤ 退園される場合は、原則１５日前までに申し出てください。１５日前を過ぎた場合、過ぎた日数分の保育料が発生する場合があります。

こども園等一覧（地区別五十音順）

地区	No	園　名	所在地	電話（0565）	受入れが可能な学齢	入園要件が必要な学齢	保育時間	土曜日保育実施	春･夏季休業保育実施	認可等
豊田	1	朝　日	日南町 5-15-2	32-2212	3-5 歳児	3 歳児	午前 8 時 30 分～午後 5 時	―	○	公幼
	2	五ケ丘大和	五ケ丘 2-19-1	88-1237	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	3	井　上	井上町 9-60-1	45-5010	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	4	伊　保	保見町権堂坊 28	48-8188	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	5	いぼばら	大清水町南岬 1-280	31-3340	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	6	今	今町 7-50-2	28-2285	3-5 歳児	3 歳児	午前 8 時　～午後 4 時	正午まで	○	公保
	7	うねべ	畝部西町伊勢神 1-1	21-0405	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	8	梅　坪	梅坪町 1-14-1	32-2057	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	9	永　新	永覚新町 5-193	29-0732	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	10	大　畑	篠原町片坂 40-6	48-8288	3-5 歳児	―	午前 8 時　～午後 4 時	正午まで	○	公保
	11	大　林	大林町 14-11-13	28-0012	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	12	上　郷	上郷町郷下 15	21-1830	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	13	上鷹見	上高町古白 344-2	41-2219	3-5 歳児	―	午前 8 時　～午後 4 時	正午まで	○	公保
	14	ｷｯｽﾞﾊｳｽとよた	西町 1-76	36-5025	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	小規模
	15	越　戸	越戸町松葉 52-2	45-1073	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	16	こじま	金谷町 7-30	32-2281	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	17	駒　場	駒場町新生 69	57-2413	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	18	挙　母	挙母町 5-58	32-0199	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	19	挙母ﾙｰﾃﾙ	桜町 1-79	32-1764	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	20	淨　光	宮町 3-64	32-3635	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	21	浄水ひかり	浄水町 1-43-2	63-5680	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	22	浄水松元	浄水町 1-43-3	45-6884	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	23	寿恵野	鴛鴨町畔畑 227	28-2403	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	24	住　吉	住吉町 1-6-3	52-3807	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	25	青　松	朝日ヶ丘 6-41	34-0065	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	26	第二いぼばら	大清水町原山 108-7	85-0160	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	27	第二青松	朝日ヶ丘 6-45	35-0015	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	28	第二わかば	若林東町上り戸 13-3	41-7830	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	29	たかね	和会町鳥手 167	21-0404	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	30	高　橋	水間町 4-155-1	88-8088	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	31	たかはら	高原町 5-73-2	34-5141	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	32	高　美	若林西町長根 64	52-3706	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	33	竹　村	中町経塚 4	52-8508	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	34	中　央	四郷町山畑 78-2	45-0066	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	私保
	35	堤	本田町本田 1	52-3053	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	36	堤ケ丘	堤町道仙 65	52-0166	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	37	寺　部	上野町 1-173	80-2194	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	38	東　海	神池町 2-1236	88-0599	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	39	童子山	小坂町 16-51	32-3566	4-5 歳児	―	午前 8 時 30 分～午後 3 時	―	―	公幼
	40	透　成	西広瀬町清水 30	41-2550	3-5 歳児	―	午前 8 時　～午後 4 時	正午まで	○	公保

地区	No	園　名	所在地	電話（0565）	受入れが可能な学齢	入園要件が必要な学齢	保育時間	土曜日保育実施	春･夏季休業保育実施	認可等
豊田	41	渡　刈	渡刈町 3-98	28-8300	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	42	トヨタ	水源町 1-1-1	28-2198	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	43	豊田聖霊	聖心町 4-10-6	28-2178	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	44	豊田大和キッズ	今町 1-6-2	27-5678	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	45	豊田東丘	宝来町 4-758-274	89-7570	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	46	ナースリーハウス	平芝町 2-2-5	77-6406	4 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	小規模
	47	中　金	城見町須田口 6	41-2238	3-5 歳児	―	午前 8 時　～午後 4 時	正午まで	○	公保
	48	中根山	高岡本町双葉 60	52-3029	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	49	名古屋柳城短期大学附属豊田	市木町 3-19-7	80-0198	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	50	根　川	下林町 7-41	32-1082	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	51	野　見	美里 5-19	80-0650	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	52	林　丘	大林町 10-15-2	28-1074	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	午後 6 時まで	○	認(幼)
	53	東広瀬	東広瀬町蔵屋敷 19-1	41-2112	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	54	東保見	保見ケ丘 4-6-1	48-2221	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	55	東　山	渋谷町 3-978-36	80-6074	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	56	ひかり	矢並町大坪 901-2	80-2280	3-5 歳児	―	午前 8 時　～午後 4 時	正午まで	○	公保
	57	ひなたぼっこ	若宮町 2-70	34-5008	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	事業所
	58	平　井	百々町 4-20	80-2193	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	59	平　山	平山町 1-10-1	28-6187	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	60	広　沢	舞木町焼山 1102-23	44-0288	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	61	藤　藪	豊栄町 3-120	28-4717	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	62	保見ケ丘	保見ケ丘 5-1-1	48-1500	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	63	本　地	本地町 2-51-1	27-2662	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	64	益　富	志賀町箕平 77-1	80-0365	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	65	松　平	九久平町簗場 52	58-0070	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	66	丸　山	丸山町 3-30	28-0744	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	67	みずほ	瑞穂町 2-5	32-7380	4 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	68	御　船	御船町山屋敷 78-30	45-1215	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	69	宮　口	宮口町 2-50	32-6727	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	70	美　山	美山町 4-47-1	41-8812	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	71	みるみる園	京町 4-3-9	31-5875	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	事業所
	72	美　和	百々町 9-43	88-2230	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	73	杜のひかり	大清水町大清水 100-1	45-9966	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	74	山之手	山之手 1-78-1	28-1101	4-5 歳児	―	午前 8 時 30 分～午後 3 時	―	―	公幼
	75	竜　神	竜神町神田 60	28-8200	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	76	若　園	中根町永池 192-18	52-3820	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	77	わかば	若林東町上外根 86-2	52-1838	4 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	78	若　林	若林東町東山 47-1	52-8350	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	79	若　宮	若宮町 6-2-5	32-3200	6 か月-5 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保

地区	No	園　名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学齢	入園要件が必要な学齢	保育時間	土曜日保育実施	春･夏季休業保育実施	認可等
藤岡	80	飯　野	藤岡飯野町出口 1122	76-2667	5 か月-5 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	81	石　畳	白川町大根 1271-1	76-1998	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	82	木　瀬	木瀬町浜居場 248-1	76-1765	3-5 歳児	―	午前 8 時　～午後 4 時	正午まで	○	公保
	83	中　山	西中山町蔵屋敷 136-1	76-4436	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	84	中山松元	西中山町後田 93-6	76-3033	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
小原	85	大　草	小原町北洞 268-2	65-2045	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	86	道　慈	乙ケ林町下立 122-1	65-2733	3-5 歳児	―	午前 8 時　～午後 4 時	正午まで	○	公保
足助	87	足助もみじ	岩神町簗瀬 25-1	62-0685	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	88	大　蔵	大蔵町本城 13-1		3-5 歳児	―	午前 8 時　～午後 4 時	正午まで	○	公保
	89	則　定	則定町前田 5	63-2051	3-5 歳児	―	午前 8 時　～午後 4 時	正午まで	○	公保
	90	冷　田	冷田町上冷田 38	63-2310	3-5 歳児	―	午前 8 時　～午後 4 時	正午まで	○	公保
下山	91	大　沼	大沼町船橋 21	90-3021	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	92	東　部	羽布町川合 23-2	90-3173	3-5 歳児	―	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
旭	93	小　渡	下切町下切 10		3-5 歳児	―	午前 8 時 30 分～午後 3 時	―	―	公幼
	94	杉　本	杉本町三斗成 36	68-2701	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
稲武	95	稲　武	武節町神田 96-1	82-2025	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保

寺部こども園　園内施設配置図

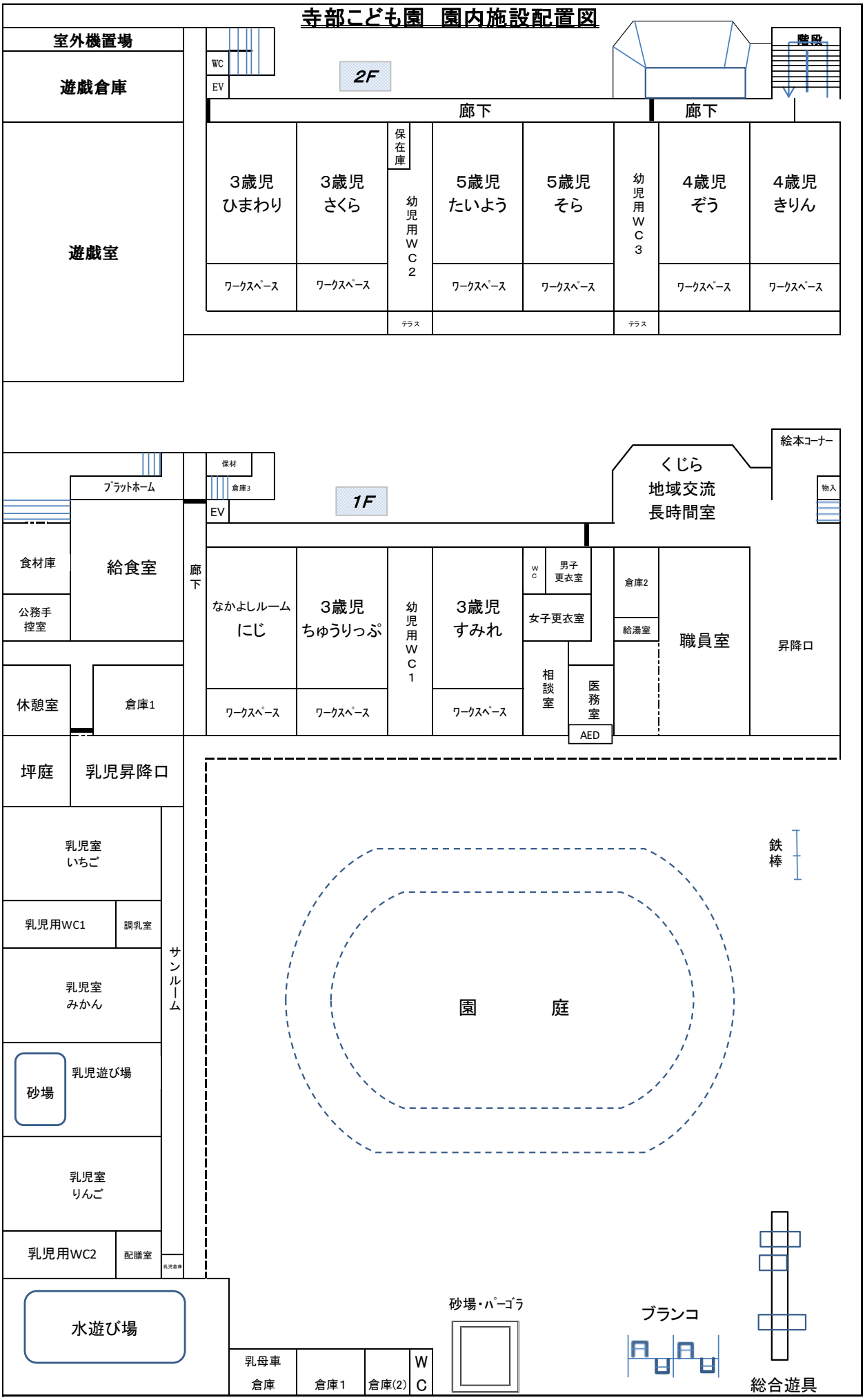

乳　児

★登園、降園の支度について

◆登園時にすること◆

①	登降園管理システム打刻をする（コドモンＩＣＴ）	・登降園時には、玄関にあるタブレットで打刻をしてください。 ・欠席される場合は、コドモンへの入力を９時までにお願いします。
②	石鹸、流水で手洗いをする	**・乳児棟に入る前に、親子で必ず行ってください。** ☆病気に対する抵抗力の弱い年齢ですので外からの菌を持ち込まないためです。 ・ハンカチを持参して、手を拭いてください。
③	持ち物を入れる	・おしぼり・エプロンを所定の場所に入れてください。 ・使用済みのおしぼり・エプロンなどを入れる**かごに袋をセットしてください。** ・衣類などの補充をお願いします。
④	排泄をする	・トイレの個人ケースの中を確認し、足りないものは補充してください。またおしりマットは個人ケースの横に置いてください。 **・家で排泄をしてきた場合も、園でもう一度確認してください。**
⑤	名札を付ける（８月まで）	・こどもの動きを妨げないように、背中に付けてください。

⑥ 検温をする

体温計・**検温表**・**すくすくノート**の３点を保育者に見せる。

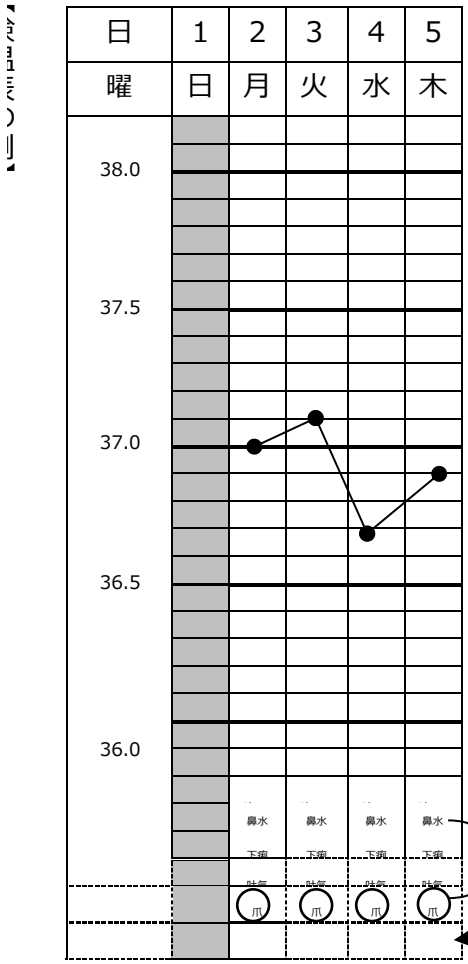

・検温はその日の健康状態を知る上で、とても大切なことですので正確に測り、検温表に記入後、体温計と共に保育者に見せながら体調を伝えてください。

※体温計は必ず保護者が扱い、こどもに持たせないでください。

平常体温

健康状態が良好時の最高と最低の体温の幅とします。

警告体温

平常体温の最高体温から５分増しのところを警告体温とします。警告体温はこどもの様子を見て受け入れますが、１２時前後に保護者の方から体調確認の連絡を入れてください。体調が悪くなった時には、連絡させていただきます。保護者の方の所在を受け入れ時にお知らせください。

降園体温

平常体温の最高体温から１度増しのところを降園体温とします。降園体温に達した場合、病児と考え保護者の方に連絡をさせていただきますので、お迎えをお願いします。（※38℃以上は降園体温になります）

・当てはまる項目があれば〇付けをお願いします。
・毎日、爪がのびていないか確認し、爪の欄に〇付けをお願いします。
※月曜日は、保育者と一緒に爪のチェックをしましょう。

◆降園時にすること◆

①	登降園管理システム打刻 （コドモンＩＣＴ）	・登降園時に玄関にあるタブレットで打刻をしてください。
②	石鹸、流水で手洗いをする	**・乳児棟に入る前に必ず行ってください。**
③	おしりマットを持ち帰る	・毎日持ち帰りをお願いします。
④	かごの中の袋（使用済みのエプロン、タオル、衣服）靴下、を持ち帰る	・毎日持ち帰りをお願いします。 **※帽子は金曜日に持ち帰り、週末に洗ってください。**
⑤	名札を取る。	・名札は園保管とします。所定の場所に戻してください。
⑥	すくすくノートを持ち帰る	・名前を確認し、持ち帰ってください。

※毎週金曜日はシーツ、掛布団を持ち帰り、洗濯や日光消毒をしてください。
※名札は９月からは使用しません。

★早朝・延長・土曜日保育について

1　早朝保育について

早朝保育は、各保育室で行いますが、希望人数により合同保育になる場合があります。

〈合同保育の場合の保護者の方の動き〉

① 登園する。
② 各保育室にて、登園時の支度をする。
③ 排泄をし、名札を付ける。
④ 体温計・検温表・すくすくノートを持ち、早朝保育室に移動する。
⑤ 早朝保育室にて、検温をする。
⑥ 体温計・検温表・すくすくノートの３点を保育者に見せる。
※早朝担当保育者に体温計を見せて確認を受け、連絡事項がありましたら伝えてください。
⑦ 体温計・検温表・すくすくノートを各保育室に戻す。

2　延長保育について

１７：００までは、各保育室にて行います。その後、合同保育になります。
(希望人数によって変更有)
帰りの支度をされたら、おこさんを迎えに行ってください。
（幼児にもおこさんがみえる方は、**乳児から先に**迎えをお願いします）

3　土曜日保育について

持ち物…通常保育と同じ。
土曜日は、合同保育になります。保育室は土曜保育利用の方にお知らせします。

★用意していただくもの

カラー帽子(各自で購入)	汚れた時や、週末に洗濯をしてください。
靴下	年間使用します。靴を履く時は靴下を履きます。室内は裸足で過ごします。
運動靴	足に合った歩きやすいもの、脱ぎ履きしやすいものを用意してください。（クロックス、サンダル、ブーツ、晴れた日の長靴などは戸外遊びの際、動きにくいのでやめてください。）

◆毎日もってくるもの◆

※（　）内は、１６時以降の延長保育利用の場合です。（16時過ぎにおやつがあります）

用　　品	0 歳	1 歳	2 歳
エプロン(食事１枚おやつ２枚)	3 （４）枚	3 （４）枚	1枚(食事のみ)
おしぼり(食事１枚おやつ２枚)	3 （４）枚	3 （４）枚	3（4）枚
ビニール袋（汚れものかご用）	1枚	1枚	1 枚
おしりマット	1 枚	1 枚	1 枚
トレーニングパンツ又は布パンツ		前日使った分を補充してください	
上着・シャツ・ズボン	前日使った分を補充してください		
紙オムツ	前日使った分を補充してください ※サブスクを利用されている方はいりません		

※全ての持ち物に必ず記名をお願いします。(オムツ・ビニール袋にも記名をしてください)

※こどもの姿や時期によって枚数など変更することがあります。

※オムツが足りなくなった場合は園の物を使用します。園の紙オムツを使用した時は、同じサイズのものを記名せずに返却してください。

トレーニングパンツ又は布パンツは使う時期になったら担任にご相談の上、ご用意ください。

◆常時園に置いておくもの◆

【用品について】　表記のサイズを参考に用意してください。

	用　　品	0 歳	1 歳	2 歳
ロッカーの引き出しに入れる物（着替え・予備など）	**肌シャツ** ※ロンパースやＴシャツはやめてください。	2 枚	2 枚	2 枚
	服の着替え（上下） ※Ｔシャツ・トレーナー・ズボンなど、気候に応じて	2 組	2組	2 組
	靴下	1足	1足	1足
	おしぼり、エプロンの予備	各 1 枚	各 1 枚	各 1 枚
	よだれかけ(必要に応じて)	2 枚		
	持ち手つきビニール袋　（名前を記入） ・汚れた物や濡れたものを入れます。Ｌサイズ	5枚程度	5枚程度	5枚程度
トイレの棚に入れる物	**紙オムツ（サブスクを利用されない方のみ）** ★１枚ずつお尻の部分に名前を記入する。	１０枚	１０枚	６枚
	ビニール袋（排便したオムツなどを入れます） ※№13～14（サイズ26㎝×40㎝程度のもの）	１セット（箱）	１セット（箱）	１セット（箱）
	おしり拭き	１袋	１袋	１袋
	トレーニングパンツ又は布パンツ		3 枚程度	3 枚程度
	ビニール手袋（排便の際に使用します） ★箱や外袋に名前を記入する。	１セット（箱）	１セット（箱）	１セット（箱）
	おしりマット	2 枚	2 枚	2 枚

※１日の必要枚数を確認し、洗い替えなどを考慮し、ご準備ください。

※おしり拭き、ビニール袋は、足りなくなったら補充してください。おしりマットを置く際に、毎日確認してください。

個人かご・準備物について

個人ケースの横に、おしりマットを半分に畳んで入れてください

⚠かご、棚の中に全て入るサイズの物を用意してください

個人かごに入れておく物

おむつ
- 0/1歳児１０枚　2歳児６枚
- おしりの部分に名前を記入してください

⚠サブスク利用の方は園で用意するため、おむつ、お尻拭きを用意する必要はありません

おしり拭き
- １袋
- 約 20 ㎝×12 ㎝
  厚さ５㎝程度の物が入りやすいです

トレーニングパンツ又は布パンツ
- ３枚程度
- トイレトレーニングを始める際は、担任にご相談ください

棚に入り切らない場合は、ジップロックや別の袋に入れ替えてください

ビニール袋
- 排便したおむつを入れるのに使用します
- サイズ No.13~14（26×40 ㎝程度）
- **１枚ずつ記名してください**

使い捨て手袋
- １箱又は１袋
- ニトリル手袋のようなゴム手袋が好ましいです

- **全ての物に、必ず分かりやすく記名してください**
- **毎日数を確認し、足りなくなったら補充してください**

品名	用途など	サイズ
① エプロン	**0，1歳児は昼食・おやつの際に** **2歳児は昼食の際に使用します。** **※16 時以降の延長保育利用の場合は、おやつ用が１枚追加で必要になります。** ※毎日持ち帰り洗ってください。 ※黒く（カビ）なってきたり、ゴムが伸びてきたりしたら新しいものに替えてください。（3～6ヶ月を目安）	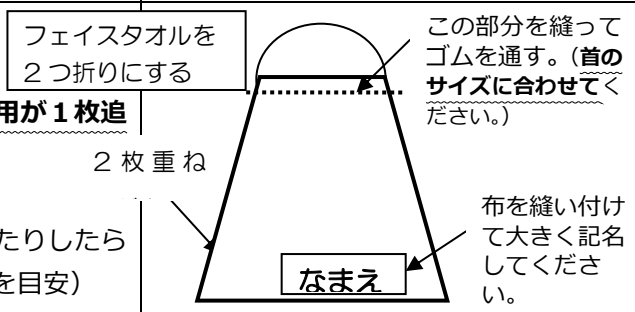
② おしぼり	**昼食、おやつの際に手や口の周りを拭きます。** **※16 時以降の延長保育利用の場合は、おやつ用が１枚追加で必要になります。** ※濡らして使うため名前が消えやすいので、名前を書いた布を縫い付けてください。 ※毎日持ち帰り洗ってください。 ※異臭がしたり、黒く（カビ）なったりしてきたら不衛生ですので、新しいものに替えてください。（3～6ヶ月を目安）	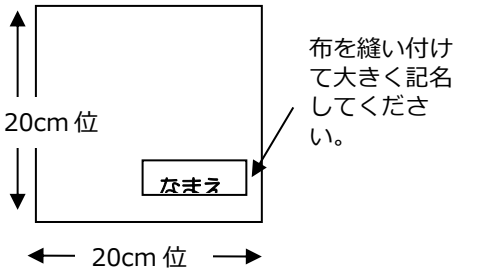
③ 汚れ物かご用袋	**使用済みのエプロンやおしぼりを入れる汚れ物かご用に使います。** ※かご(縦 30 ㎝　横 22 ㎝　高さ 10 ㎝)に被せますので大きさを確認してください。 ※洗って繰り返し使えるビニール素材のものが良い **（毎日洗ってください）**	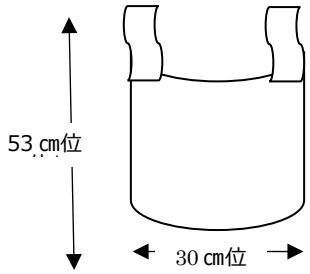
④ おしりマット	**オムツ替えの際に、おしりの下に敷きます。** ※フェイスタオルを２つ折りにして縫ってください。 ※オムツを替えたり座ってパンツを履いたりする時におしりの下に敷いて使います。 ※名前がある方を表面として使いますので、どちらか一方に大きく名前を付けてください。	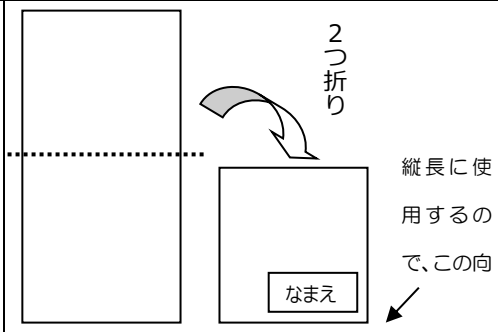
⑤体温計	**毎日、登園時に体温を測ります。** ※個人持ちです。園で保管します。 ※脇の下で測るタイプの体温計にしてください。 （耳式不可）	
⑥ファイル（２つ穴リング）	**園、ご家庭の様子との連絡ノートとして使用します。** **3 ㎝幅程度のものを用意してください。** ※ファイルの表紙裏に手紙を挟むため、ファイルポケット付きの物でお願いします。（中の用紙は園で用意します） ※中身が増えてきたら、保護者の方で抜き取り、ご家庭で保管をお願いします。	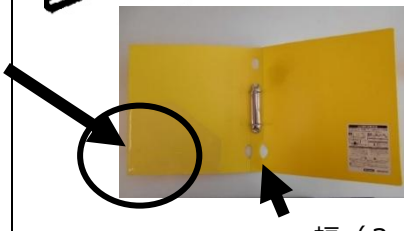

⑦シーツ・掛け布団	**昼寝の際に使用します。** ※シーツは、一人用ベットに敷いて使用します。 ※掛け布団（夏はタオルケット）をご用意ください。 ※週末お休みされた方は、シーツ、掛け布団を取りに来てください。 ※大きく記名してください。	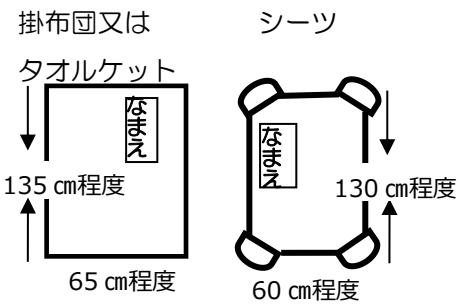

※トイレトレーニングの時期に、汚れたパンツや衣服を入れる蓋つきバケツ、防水シーツの用意を必要に応じてお願いする場合があります。

★その他

〈すくすくノートついて〉⇒連絡用ファイル

・すくすくノートを通して、おこさんの様子を保護者の方と連絡を密にし、おこさんが安心して生活できるようにしていきたいと思います。
保護者の方は、家での様子や連絡などを記入してください。保育者は、おこさんの園での様子や食事の量・排泄のことなどを記入してお返しします。
（※ご家庭で記入して来ていただきますようお願いします）
・詳しくは別紙参照（登園初日に☆すくすくノート☆と一緒に配布します）

〈連絡について〉

・園からのたよりなどの手紙をすくすくノートに入れますので、毎日確認してください。兄弟児に関しては、共通の手紙は上のおこさんの方にまとめます。

＜幼児の兄弟姉妹について〉

・感染症予防の為、幼児は乳児の保育室、サンルームには入れません。**登園時は幼児から送っていただき、降園時は乳児からお迎えをお願いします。**

幼　児

★登園時

・登園時に玄関にあるタブレットで打刻をしてください。

・おこさんと一緒に保育室まで行ってください。

・年度当初、３．４歳児のおこさんにつきましては、朝の支度を親子で一緒にしていただいています。支度の方法等は、担任よりお伝えします。

★降園時

・降園時に玄関にあるタブレットで打刻をしてください。

３・４歳児の保護者

各保育室前までお迎えに来てください。

5 歳児の保護者

〈１５時降園〉保育者と昇降口でさよならをします。昇降口内でお待ちください。

〈１５時以降に降園〉延長保育室前までお迎えに来てください。

★早朝・延長・土曜日保育について

1　早朝保育について

◎保育室･･･保育希望者の人数によりクラスを割り振り、保育室を決めます。

（利用人数により、日によって変更有り。随時お知らせします。）

・体調面や保護者の連絡先の変更などの連絡は、早朝担当保育師にお伝えください。担任に引き継ぎます。

2　延長保育について

◎保育室…保育希望者の人数によりクラスを割り振り、保育室を決めます。

・担当保育師より連絡事項をお聞きください。延長担当の保育師は、交代することがありますので御承知おきください。

3　土曜日保育について

◎保育室…くじら組　（人数によりすみれ組で保育をする場合有）

◎持ち物…通常保育と同じ　シューズ　昼寝セット

・年間昼寝をします。昼寝セット（シーツ・掛け布団）を持ってきてください。(P7に詳細あり)

★服装・持ち物※すべてに名前を書いてください。頂いた物や兄弟の物などを使用する際にも、必ず名前を書き換えてください。

1　服装について

◎清潔で活動しやすいもの

・**フード付きの服・ロングスカートは、着用を控えてください。**遊具に引っかかったり、引っ張られたりしやすく危険です。

◎自分で着脱がしやすく、大小便のしやすいもの

・細身で上げ下げしにくいズボンはトイレの際に困りますので、自分でできるか確認して着用させてください。

◎ポケットがある服

・ハンカチ・ティッシュを入れます。
取り外しできるポシェットを使う場合は、こどもが扱いやすいものを腰につけてください。

◎運動靴

・足のサイズに合った、自分で脱ぎ履きがしやすいものでお願いします。
紐で結ぶタイプの靴は、避けてください。

◎動きやすい上着

・コートのような着丈の長い物はケガにつながるため、避けてください。
・こどもがフックに上着をかけやすいよう
首元に「**ループ**」をつけてください。

＊ゴムは伸びて、上着が床についてしまいますので、ひも状のものでお願いします。

◎名　札

・入園式の日にお渡ししますので、**左胸に**つけてください。
登降園時の着用を避けたい方は、保護者の方で登園してから付け、降園する時に外していただくようお願いします。

◎帽　子

・クラスカラーの帽子を、登降園時や戸外遊び時に被ります。帽子に装飾をする場合は、ビーズ等の硬い物は危険ですので、やめてください。
・髪を結ぶゴム・ピンに**大きなリボンや装飾があると帽子が被りにくくなります。**
又、**金属のピンや硬い髪飾りは、ぶつかった時に怪我につながります**。被りやすさや安全に気を付けてください。

2　持ち物について

・必要品以外（菓子、おもちゃ、おみやげ、金銭など）は持たせないでください。

・園内への食べ物の持ち込み、やりとりは、食中毒やアレルギー事故を予防するため、禁止です。（※バレンタインのチョコレートなど）

・カバン・絵本バッグの中は、毎日確認してください。園からの配布物は、名前付きのクリアファイル（おたよりファイル）に入れて配布します。**クリアファイルは翌日返却してください。**

★幼児・用品について　※表記のサイズを参考に用意してください。

<table>
<tr>
<td>①
ハンカチ・ティッシュ</td>
<td>・手を洗った時に使います。
・タオル地など、水分をよく吸うもの。

・鼻水が出た時に使います。</td>
<td>・ハンカチ、ティッシュはカバンでなく、服のポケットに入れてください。
＊ティッシュカバーに入れると落ちにくくなります。
＊カバーを使用される方は、カバーとティッシュにも必ず記名をお願いします。</td>
<td>ハンカチ
 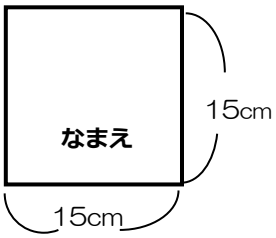
</td>
</tr>
<tr>
<td>②
かばん</td>
<td colspan="2">・吉田屋で購入できます。
・箸セット・コップ・タオル等を入れます。
・名前以外のシールは貼らないようにしてください。
・キーホルダーやお守りを付ける場合は、目印として1つにしてください。（音の鳴るものや、光るもの、遊べる玩具のキーホルダーなどは禁止です）</td>
<td> </td>
</tr>
<tr>
<td>③
コップ</td>
<td colspan="2">・牛乳やお茶を飲みます。
・プラスチック製の割れにくいもの
・底が安定し、必ず持ち手のあるもの
・名前はマジックで分かりやすく書いてください。
※消えたら必ず書き直してください。
側面に水と飾りが入っているタイプの物は、割れて中身が出てしまうことがありますので、やめてください。</td>
<td> 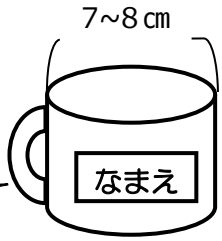
</td>
</tr>
<tr>
<td>④
コップ袋</td>
<td colspan="2">・コップを入れます。
・キルティングやタオル地は、扱いにくいので薄地の布にしてください。
・入れ口がコップより大きく、余裕のあるものが、出し入れしやすいです。</td>
<td> 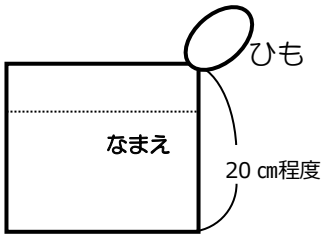
</td>
</tr>
</table>

⑤ 箸セット	・園から配布。給食で使用します。 ・箸セット袋に入れます。 ・洗っても消えないように記名をしてください。 （箸、スプーン、フォーク、ケースすべて） ※小中学校へ行っても使います。名前以外のシール等は貼らずに、大切にお使いください。 ※折れたり、無くしたりした時は、学校用品店等で購入できます。（キャラクターの箸、スプーン、フォークは使用しません）	
⑥ 箸セット袋	・箸セット、給食ナフキン、給食用ハンカチを入れます。 ・キルティングやタオル地は、扱いにくいので薄地の布にしてください。	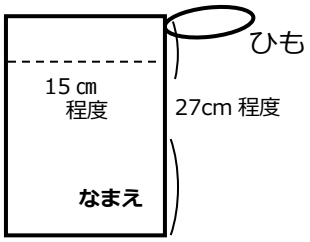
⑦ 給食用ナフキン	・給食時に使用します。箸セット袋に入れてください。 ・キルティングやタオル地は扱いにくいので薄地の布にしてください。 ・既製品は折り曲げて縫うなどし、**右図のサイズ**ものをご用意ください。 ・予備が２～3 枚あると便利です。	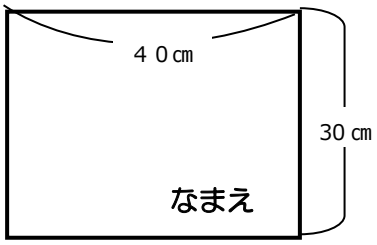
⑧ 給食用・延長おやつ用ハンカチ	・給食時、手洗いや口拭きに使います。 ・箸セット袋に入れてください。 ※ハンドタオル（30 ㎝×30 ㎝のもの）は扱いにくいため、**右記のサイズ**でお願いします。 ・延長保育児は、おやつで使用します。もう 1 枚⑨の袋に入れたものをカバンに入れ持たせてください。	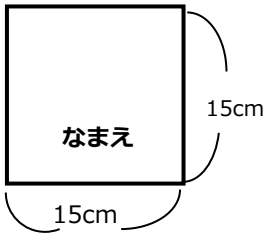
⑨ 延長おやつ用ハンカチ袋	・コップ袋と同じサイズです。 ・延長保育児のみ使用します。	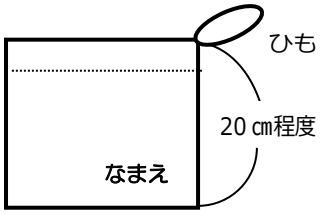
⑩ 給食用マスク	**（５歳児のみ）** ・布、不織布マスクどちらでも大丈夫です。 ・給食当番の時に着用します。 ※必要となりましたら、担任より連絡いたします。	こども用マスク

⑪絵本バッグ	・絵本や着替え、作品等を入れます。 ・手紙を入れて持ち帰りますので中身を確認してください。 **★持ち帰った翌日には、園に持って来てください。**	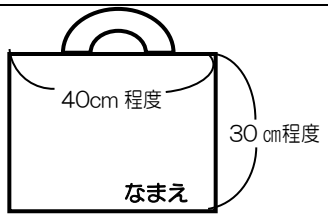
⑫シューズ	・シューズは、足に合ったものをご用意ください。 ・シューズには 2 か所に名前を書いてください。 ・毎週金曜日にシューズを持ち帰ります。シューズを洗って月曜日に持ってきてください。	 **〇の部分とかかとになまえ**
⑬シューズ袋	・シューズ袋は、シューズに合わせた大きさに作ってください。(おこさんが出し入れしやすいように少し大きめに作ってください)	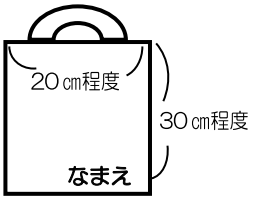
⑭道具箱（カゴ）	**＜4・5歳児のみ＞** ・ロッカーに入れて、道具類を収納します。 ・**A４書類が入る大きさの物（25 ㎝×35 ㎝程度）を各自で購入して用意してください。**（100 円ショップや文具店の物・兄姉が使っていた道具箱など）	 ロッカーの奥行は 28 ㎝です。 入るものを選んでください。
⑮着替え袋・着替え	・着替え袋は、キルティングやタオル地の袋は扱いにくいので薄地のものにしてください。 ・着替え袋に下記の物を入れてください。 着替え一式 **（年齢や個の姿に合わせ、多めの用意をお願いします）** 肌着・パンツ・靴下・ハンカチ 上の服（Ｔシャツ・トレーナーなど） 下の服（ズボン・スカートなど） タオル（おもらしや泥汚れを洗い流す際に使用） ビニール袋（３～４枚） 汚れたものを入れる為、**口が結べる大きめのビニール袋（1枚ずつ必ず名前を記入）** ※使用した場合、持ち帰りますので、必ず次の日に衣服やビニール袋を補充してください。 ※個人用の着替えが無くなった場合、こども園にあるものを着用します。洗濯をして後日、返却してください。 ※パンツは、衛生面を考慮し、新品の物を使用します。同サイズの**新品の物**を園に返却してください。	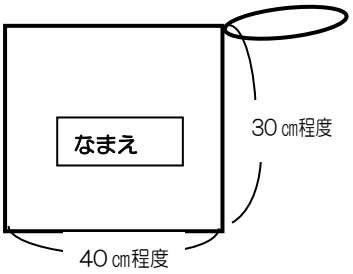 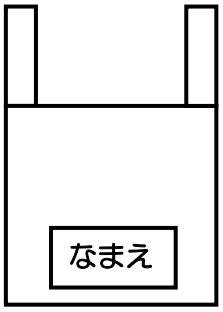 **・３歳児は、布団が濡れた際に小さい袋だと入らないので、大きめサイズの物も入れておいてください。**

⑯水筒	・年間を通して水分補給に使用します。（学年に応じて開始時期をお知らせします） ・**コップ付のもの**をご用意ください。ストロー式・直飲みのものはやめてください。（ストロー式は唾液がお茶の中に入り不衛生なため） ・園外保育等で持ち歩くことがありますので、**肩から掛けられるもの**にしてください。	
⑰リュックサック	・遠足、園外保育、弁当日などで使います。 ・こどもの扱いやすいものにしてください。 ・おこさんのサイズにあったもの 中に入れるもの…弁当、水筒、敷物、おしぼり、ビニール袋（ゴミ袋） ☆**弁当日は、リュックサックで登園してください。**	
⑱クレパス	**〈3・4・5歳児のみ〉** ・絵を描く時に使います。 16色のクレパスをご用意ください。1本1本、下側に記名をお願いします。	
⑲じゆうがちょう	**〈4・5歳児のみ〉**3歳児は必要ありません。 ・個人で絵を描く時に使います。B4サイズをご用意ください。めくって使いやすいよう**留め具がリング式のもの**でお願いします。	
⑳はさみ	**〈4・5歳児のみ〉**3歳児は必要ありません。 ・製作で使用します。 ・ハサミとハサミケースどちらにも記名をお願いします。	
㉑液状のり	**〈4・5歳児のみ〉**3歳児は必要ありません。 ・のりの先端部分がスポンジになっているもの	
㉒水性ペン	**〈4・5歳児のみ〉**3歳児は必要ありません。 ・絵を描く時や製作で使用します。5歳児は12色でペン先が細い物、4歳児は8色入のものでペン先が太いもの（ポスカは不可）をご用意ください。 ・ペンとキャップ1本1本に記名をしてください。	 【5歳児】 【4歳児】

㉓油性ペン	**〈５歳児のみ〉**３・４歳児は必要ありません。 ・絵を描く時や製作で使用します。12 色入をご用意ください。 ・ペンとキャップ１本１本に記名をしてください。	
㉔色鉛筆	**〈５歳児のみ〉**３・４歳児は必要ありません。 ・絵を描く時や製作で使用します。12 色入で缶のケースに入ったものをご用意ください。 ・一本一本、下側に記名をしてください。 ・消しゴムと鉛筆削りがある場合は家庭で保管してください。	

★検温表について

おこさんの平常体温を把握するためのものです。（毎年実施）
検温表の記入例をよくお読みになり、２週間測定し用紙に記入してください。

平常体温

健康状態が良好時の最高と最低の体温の幅とします。

警告体温

平常体温の最高体温から５分増しのところを警告体温とします。警告体温はこどもの様子を見て受け入れますが、体調が悪くなった時には、連絡させていただきます。保護者の方の所在を受け入れ時にお知らせください。

降園体温

平常体温の最高体温から１度増しのところを降園体温とします。降園体温に達した場合、病児と考え保護者の方に連絡をさせていただきますので、お迎えをお願いします。（※38℃以上は降園体温になります）

★昼寝について

期　間　３歳児…４月～1月頃まで　　４・５歳児…夏季休業保育のみ

＊土曜日保育は、全年齢、年間昼寝をします。シーツ等の用意をお願いします。

昼寝セット　…**シーツ・掛け布団（夏はタオルケット）**＊枕は使用しません。

・名前は、白布で縫い付けるなどしてください。
・シーツ、掛け布団、タオルケットに名前をお願いします。
・カバーを外すこともありますので、**掛布団本体にも名前を入れてください。**

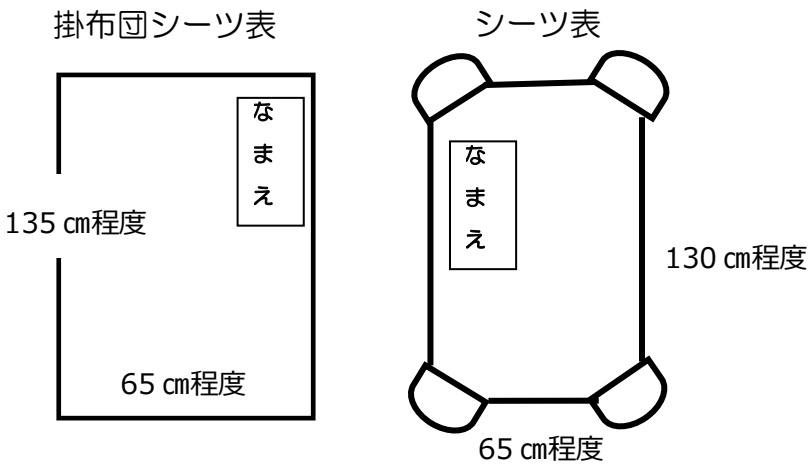

シーツ持ち運び用袋

・ビニール袋やエコバック袋に入れて、持ち運びをしてください。

※保管場所はありませんので、持ち帰りをお願いします。

その他

・毎週金曜日に持ち帰り、シーツの洗濯や掛布団の日光消毒をしてください。
（金曜日に欠席した場合は、都合の良い時に園に取りにきてください）

・こども園の布団を使用した時は、シーツ等の洗濯をお願いします。